

最終保障供給に係る約款届出書

2021年9月

大阪瓦斯株式会社

様式第52（第75条関係）

最終保障供給に係る約款届出書

NW-21-2517
2021年9月16日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

大阪府中央区平野町四丁目1番2号
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 藤 原 正 隆

ガス事業法第51条第1項の規定により、別紙のとおり最終保障供給に係る約款を定めたので届け出ます。

別紙

- ・ 最終保障供給約款

最終保障供給約款

2021年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

2021 年 9 月 16 日届出

目 次

I. 最終保障供給約款の適用	1
1. 適用	1
2. 最終保障約款の届出及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 日数の取り扱い	5
II. 使用の申し込み及び契約	5
5. 使用の申し込み	5
6. 契約の成立及び変更	6
7. 承諾の義務	7
8. ガスの使用開始日	8
9. 名義の変更	8
10. ガス使用契約の解約	9
11. 契約消滅後の関係	10
III. 工事及び検査	10
12. 工事の設計見積もり等	10
13. 工事の実施	11
14. 工事に伴う費用の負担	14
15. 工事費等の申し受け及び精算	21
16. 供給施設等の検査	23
IV. 検針及び使用量の算定	24
17. 検針	24
18. 計量の単位	25
19. 使用量の算定	25
20. 使用量のお知らせ	28
V. 料 金 等	28
21. 料金の適用開始	28
22. 支払期限	28
23. 料金の算定及び申し受け	29
24. 単位料金の調整	31
25. 料金の精算等	32
26. 保証金等	33
27. 料金又は延滞利息の支払方法	33
28. 料金又は延滞利息の払込み	34
29. 料金又は延滞利息の当社への支払日	34

30.	延 滞 利 息	35
31.	料金又は延滞利息の支払順序	35
32.	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	35
VI.	供 給	36
33.	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	36
34.	供給又は使用の制限等	37
35.	供 給 停 止	37
36.	供給停止の解除	38
37.	供給制限等の賠償	39
VII.	保 安	39
38.	供給施設の保安責任	39
39.	周知及び調査義務	40
40.	保安に対するお客さまの協力	40
41.	お客さまの責任	41
VIII.	そ の 他	42
42.	使用場所への立ち入り	42
43.	裁 判 管 轄	43
	付 則	43
	別 表	44
第 1	供給区域	別冊
第 2	本支管工事費の当社負担額	44
第 3	本支管及び整圧器	45
第 4	ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の 使用量の算式	45
第 5	最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式	46
第 6	料 金 表	46
第 7	料金の日割計算 (1)	52
第 8	料金の日割計算 (2)	53
第 9	標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合に料金から 差し引く金額の算式	54
第10	燃焼速度・ウォッベ指数	54

I. 最終保障供給約款の適用

1. 適用

- (1) 当社がガス事業法第2条第5項に規定される最終保障供給（以下「最終保障供給」といいます。）を行う場合のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この最終保障供給約款（以下「この最終保障約款」といいます。）によります。なお、最終保障供給とは、いずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しないお客さま等に対し、この最終保障約款に基づき当社がガスを小売供給することをいいます。
- (2) この最終保障約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。
- (3) この最終保障約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの最終保障約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 最終保障約款の届出及び変更

- (1) この最終保障約款は、ガス事業法の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、民法第548条の4の規定により、この最終保障約款を変更することがあります。その場合、ガス事業法の規定に基づき経済産業大臣に届出を行います。料金その他の供給条件は、変更後の最終保障供給約款によります。
- (3) 当社は、この最終保障約款を変更する場合は、当社ホームページ等により、この最終保障約款を変更する旨、変更後の最終保障供給約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3. 用語の定義

この最終保障約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

—熱量—

- (1) 「熱量」…摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける

乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。

お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

（2） 「標準熱量」…(1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

（3） 「最低熱量」…お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

一 圧 力 ー

（4） 「圧力」…ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

（5） 「最高圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

（6） 「最低圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

一 ガス工作物 ー

（7） 「ガス工作物」…ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

一 供給施設 ー

（8） 「供給施設」…ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

一 導 管 ー

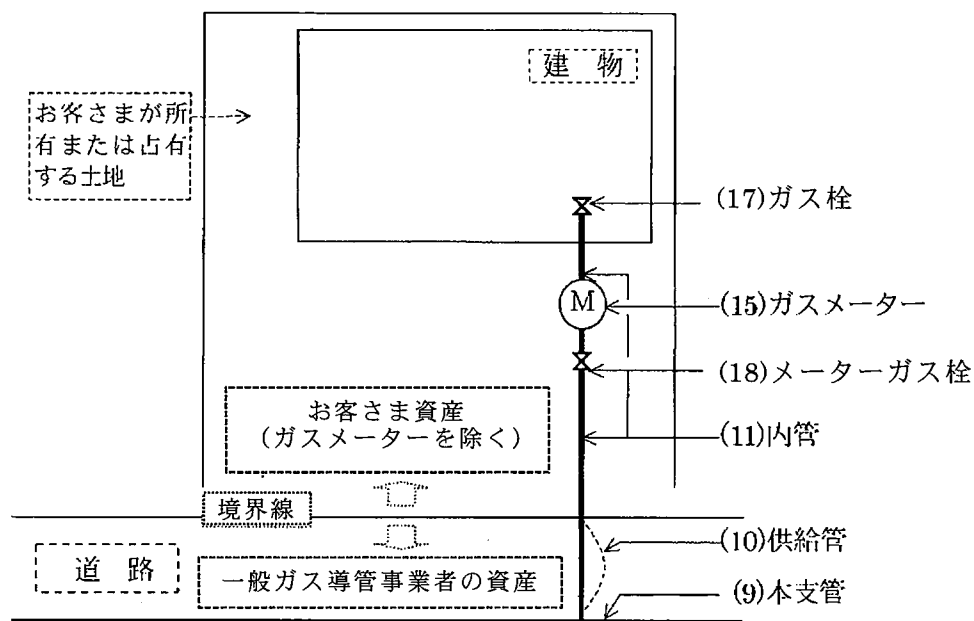
（9） 「本支管」…原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として

取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
 - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること
- (10) 「供給管」…本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (11) 「内管」…(10)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

代表的な例



- (12) 「ガス遮断装置」…危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます（ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含みません。）。

—導管以外の供給施設—

- (13) 「整圧器」…ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14) 「昇圧供給装置」…ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (15) 「ガスメーター」…料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (16) 「マイコンメーター」…マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (17) 「ガス栓」…お客さま敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給開始、供給停止時に操作する栓をいいます。
- (18) 「メーターガス栓」…ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

—ガス機器—

- (19) 「ガス機器」…ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

—その他の定義—

- (20) 「ガスメーターの能力」…当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立法メートル毎時の数値で表したものをいいます。
- (21) 「ガス工事」…供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (22) 「検針」…ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (23) 「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (24) 「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この最終保障約款においては10パーセントといたします。
- (25) 「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5 (1) のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

4. 日数の取り扱い

この最終保障約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

Ⅱ. 使用の申し込み及び契約

5. 使用の申し込み

- (1) 最終保障供給を希望する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの最終保障約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（13 (1) ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必

要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただくほか、お客さまの氏名、住所を証明するもの（法人の場合は登記簿謄本等、個人事業者の場合は自宅住所を示す住民票等とします。）を提示していただくことがあります。

（４） 申し込みの受付場所は、当社の電話等といたします。

（５） 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため（１）のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

ーガスメーターの決定ー

（６） 当社は、（１）の申し込み（ただし、ガス小売事業者からの切り替えによりガスを使用するための申し込みを除く。）に応じて、ガスメーターの能力を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、（２）に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。）が同時に使用されたときの１時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。

（７） 家庭用にガスを使用される場合には、（６）の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。

① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの

② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ２個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとしします。）

（８） 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議の上（６）の標準的ガス消費量を算出することがあります。

6. 契約の成立及び変更

（１） ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）

又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

- (2) お客様が希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書締結時に成立いたします。

7. 承諾の義務

- (1) 当社は、5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2)の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3)から(5)に規定する場合を除きます。
- (2) お客様の資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定める契約条件によるものとします。
- (3) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）

- (4) 当社は、34(1)の供給又は使用の制限事由や35の供給停止事由に該当する場合や、申込者（申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において最終保障約款に基づく契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方又は申込者と主要構成員の全部若しくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、申込者に対し26の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、(2)から(5)によりガス使用又はガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. ガスの使用開始日

当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3(25)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。

- ① ガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する17(1)の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び36の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。

9. 名義の変更

- (1) 最終保障供給を受けようとする方が、前に使用されていたお客さまのガ

ス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。

- (2) (1) の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5 (1) の規定によって申し込んでいただきます。

10. ガス使用契約の解約

(1) 引越し（転出）等の理由による解約

- ① お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。

ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。

- ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといえます。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといえます。

(2) ガス小売事業者への契約切替えによる解約

お客さまがガス使用契約を解約し、新たにガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日とします。

- (3) 当社は、7 (3) の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、

文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することができます。

- (4) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さま又はガスの供給を停止されていなくても35の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

11. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、10の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。
- (2) 当社は、10の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ. 工事及び検査

12. 工事の設計見積もり等

- (1) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。
- (2) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、本支管又は整圧器を新たに設置する工事（以下「延長工事」といいます。）、又は本支管を入れ替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」といいます。）を必要とする場合において、14(12)から(20)までの規定によりお客さまから工事負担金をいただくときには、遅滞なく工事の設計及び見

積みを行い、お客さまに工事負担金の明細をお知らせいたします。

- (3) (1) 及び (2) のガス工事の設計及び見積もりなどに際して、試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、お客さまに負担していただく場合があります。

13. 工事の実施

ーガス工事の施工者等ー

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2) に定める工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターがすでに設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要になったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議の上解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

—気密試験等—

- (4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵があると判断した場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

—ガスメーターの設置—

- (7) 当社は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。

なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを 2 個以上設置することがあります。

① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅

各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、

各部分を1需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

- (8) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。
- (9) 当社は、ガス灯（光源としてガスを使用する照明機器）にてガスを消費される場合は、ガス灯1基を1需要場所とし、（7）にかかわらずガス灯のガス使用量を算定するためのガスメーターを設置いたしません。

—供給施設等の設置承諾—

- (10) 当社は、3 (10) の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日苦情が生じても、当社は責任を負いません。
- (11) 当社が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまは私道所有者等からの承諾を得ていただきます。
- (12) 当社は、保安作業、検針などを円滑に行うために必要と認めたときは、お客さまの承諾を得て当社の費用でガスメーターの位置変えなどお客さま所有の供給施設の軽微な変更工事を行うことがあります。この場合、お客さまは合理的な理由がない限り承諾していただきます。
- (13) 当社は、当社若しくは承諾工事人が供給施設を設置若しくは変更した場合、又はガス使用契約の締結、変更若しくは解約に伴い、3 (10) の境界線内の土地、建物若しくは施設又はその周辺道路に、円滑なガス供給、迅速なガス工事及び保安の確保のために、お客さまにかかる情報を表示した当社所定の標識（シール・札・杭等）を設置させていただきます。

14. 工事に伴う費用の負担

—供給施設の所有区分と工事費—

- (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置させていただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6)及び(8)において同じ）。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

- ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事務所等に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

二 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ② 次の各号にかかげる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する工事

- (4) お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (5) (4)に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (7) (6)に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (10) ガスメーター等は、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設

計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。)は、お客さまにご負担していただきます。

ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。

- (11) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。ただし、お客さまの申し込みにより供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。

－工事負担金－

- (12) 本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社が他のお客さまへのガス供給のためにも使用いたします。

- ① お客さまのガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、延長工事を行う場合において、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3にかかげる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置の工事に要する費用（以下「延長工事費」といいます。）が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額
- ② お客さまのガス使用又はガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管又は整圧器と同等のものの材料価額（すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額
- ③ お客さまのガス使用又はガス工事の申し込みに伴う延長工事が入取替

工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の当社の負担額を超えるときは、その差額

—複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定—

- (13) 複数のお客さまからガス使用又はガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、お客さまと協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。
- (14) (13)の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただくものとし、公平の原則に基づき、それぞれのお客さま別に割り振り、算定いたします。
- (15) (13)の「1つの工事」とは、同時になされたすべてのお客さまの申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (16) 複数のお客さまから共同してガス使用又はガス工事の申し込みをいただいたことに伴い延長工事又は入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。
- (17) (16)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定を行いません（(19)、(20)において同じ）。
- (18) 建築事業者等から、複数のガスの使用予定者のためにガス工事の申し込みがあり、それに伴って延長工事又は入取替工事を行う場合は、(16)の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (19) (18)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担してい

たきます。

―宅地分譲地の場合の工事負担金算定―

(20) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。

② 申し込みによるガスの使用予定者の供給に必要な延長工事費及び入取替工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地におけるすべてのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、お客さまと協議のうえ、工事負担金を決定することがあります。

―工事負担金契約―

(21) お客さまと当社は、工事負担金に関する必要な事項について必要に応じて工事負担金契約を工事着手前に作成いたします。この場合、契約は契約書締結時に成立します。

―工事材料の提供と工事費算定―

(22) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には、検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定

める基準に適合していることを要します。お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまにご負担していただきます。

② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には、検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまにご負担していただきます。

③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次のすべての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

—修繕費の負担—

(23) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものといたします。）はお客さまにご負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

—工事の変更、解約の場合の損害賠償等—

(24) 工事着手（設計業者、工事業業者との折衝等の工事準備行為を含みます。以下において同じ。）後、当社の責に帰さない事由によって、ガス使用契約又はガス工事契約が変更又は解約される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則と

いたします。

ただし、工事を実施していない部分につき、15 (7) にかかげる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、お客さまと協議のうえ、当社は賠償額の一部又は全部を免除することがあります。

(25) (24) に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。

① すでに工事等を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含むものといたします。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものといたします。）

② 原状回復に要した費用

③ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

(26) お客さまの都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それにより発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。

一不可抗力による損害一

(27) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、お客さま又は当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況をお客さまに通知します。

① 内管及びガス栓

② ガス遮断装置

③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの）

④ 昇圧供給装置

(28) 前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額はお客さまが負担する

こととします。

- (29) 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とします。

—担保責任—

- (30) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客さまは相当の期間を定めて当社に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。

- ① 内管及びガス栓
- ② ガス遮断装置
- ③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの）
- ④ 昇圧供給装置

- (31) (30)の担保責任の期間は、民法の規定に従うものとします。

15. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、14(3)から(11)まで及び(22)の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、14(12)から(20)までの規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス使用の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14(6)の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまにご負担いただく14(3)から(22)までの規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を、

その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。

① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいいます。）

② その他、当社が特に必要と認めた工事

（4） 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。

（5） 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事等、当社が認める場合には、工事費等の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。

（6） 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。

（7） 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。

① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき。

② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき。

③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものいたします。）又は労務費に著しい変動のあったとき。

④ その他工事費等（消費税等相当額を含むものいたします。）に著しい差異が生じたとき。

一工事費等及び修繕費の債権の譲渡一

（8） 当社は、工事費等及び供給施設の修繕費にかかる債権について当社が指定する事業者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することができますものとし、この場合、当社及び請求事業者は、譲渡承認の請求を省略するものとし、お客さまはあらかじめ当該債権譲渡を承諾していただき

ます。

- (9) お客さまは、当社が(8)の債権譲渡を行う場合において、請求及び回収に必要なお客さまの個人情報を請求事業者に通知することについて、同意していただきます。
- (10) お客さまは、当社が(8)の債権譲渡を行う場合において、請求事業者が工事費等及び供給施設の修繕費にかかる債権に関して弁済を受けた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

16. 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといえます。(2)において同じ。）をご負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3(15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。
- (3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

IV. 検針及び使用量の算定

17. 検 針

—検針の手順—

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
- ① 8②に規定するガスの使用開始日
 - ② 10(1)、(3)の規定により解約を行った日
 - ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日
 - ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日
 - ⑤ ガスメーターを取り替えた日
 - ⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日
 - ⑦ その他当社が必要と認めた日

—検針の省略—

- (3) 当社は、お客さまが8なお書、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が5日（22(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 当社は、ガス使用契約が10(1)の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が4日（22(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合は、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

- (5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が5日(22(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 当社は、お客さまの不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

18. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 19(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

19. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。また、8なお書及び8①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。

- (2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます(3)、(7)及び22(1)において同じ)。

- ① 17(1)及び(2)(ただし、⑤を除きます。)であって、検針を行った日
- ② 19(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日
- ③ 19(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

- (3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます。)
- ② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定により

ガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間

- ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日に36の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

—お客さまが不在の場合の使用量算定等—

- (4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

（備考）

V_1 = 推定料金算定期間の使用量（推定料金算定期間が連続した場合はその期間のガス量の合計）

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値（推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値）

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、推定料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、翌料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。ただし、翌料金算定期間が23(3)①に該当する場合、次の算式によらず、推定料金算定期間と翌料金算定期間の各期間の日数に応じてガス量を算定します。なお、この場合の推定料金算定期間は30日として取り扱います。

① $V_\alpha = (M_2 - M_1) \div (n + 1)$ （小数点第1位以下の端数は切り下げます。）

② $V_2 = (M_2 - M_1) - (V_\alpha \times n)$

（備考）

V_a = 推定料金算定期間の使用量（推定料金算定期間が連続した場合は、それぞれの推定料金算定期間のガス量）

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値（推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値）

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

n = 連続した推定料金算定期間の回数

（６） 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

- ① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきには、その月の使用量は 0 立方メートルといたします。
- ② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

（７） 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、原則として、0 立方メートルといたします。

－災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等－

（８） 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4) から (7) に準じて算定いたします。なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10) 又は (11) に準じて使用量を算定し直します。

（９） 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前 3 か月分を超えない範囲内で、別表第 4 の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期か

ら算定いたします。

- (10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。
- (11) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ改めて使用量を算定し直します。
- (12) 当社は、33(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

20. 使用量のお知らせ

当社は、19の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。

V. 料 金 等

21. 料金の適用開始

料金は、8のガスの使用開始日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。

22. 支払期限

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかがる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- ① 検針日（17(2)①、④、⑤、⑥及び19(8)を除きます。）
- ② 19(9)、(10)又は(11)後段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日

- ③ 19(8)前段又は(11)前段の規定（(8)後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、20により使用量をお知らせした日
- (2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいい、以下同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) 複数の需要場所で当社との契約を結ばれているお客さまで、当社との協議によって、それぞれの契約により発生する料金及び延滞利息を継続的に一括して請求する場合は、一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。
- (5) 28(2)の規定が適用される場合の支払期限日は、翌料金算定期間の料金の支払期限日といたします。

23. 料金の算定及び申し受け

一料金の算定方法一

- (1) 当社は、別表第6の料金表を適用して、20の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、30、別表第6、別表第7及び別表第8においても同様とします。）を算定いたします。ただし、13(7)なお書きの規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、料金を算定いたします（(4)及び(5)の場合も同様といたします。）。

一料金算定期間及び日割計算一

- (2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。

(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合

② 8なお書、8①ただし書及び8②の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

③ 10(1)、(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

④ 35の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（17(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

⑤ 36の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（17(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

⑥ 34(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。

(5) 当社は、(3)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。

一端数処理

(6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

適用料金の事前のお知らせ

(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが

料金を算定できるようにいたします。

24. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

(算 式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円}$$

$$\times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円}$$

$$\times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

64,090円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をも

とに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9476 \\ &+ \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0569 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社のホームページ等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

25. 料金の精算等

- (1) 当社は、19(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と19(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量にもとづいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、33(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額をその月の料金から差し

引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

26. 保証金等

- (1) 当社は、5(1)の申し込みをされた方、又は支払期限日を経過してもなお料金その他この最終保障約款によって支払いを要することになった債務を支払われなかったお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。保証金に替えて連帯保証人若しくは担保権の設定（以下、保証金を含め、これらを総称して「保証金等」といいます。）を提供していただくことがあります。この場合、連帯保証人となられる方若しくは担保権を設定できる権限を有する方の同意を得て行います。
- (2) 保証金等の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、お客さまから保証金等を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金等をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金等の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金等（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。保証金等には利息を付しません。

27. 料金又は延滞利息の支払方法

料金又は延滞利息（30の規定による延滞利息をいいます。以下28、29におい

て同じ。)は、払込み等により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

① 36(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息

② 支払義務発生日において、過去に支払義務が発生した料金又は延滞利息がその支払期限日までにお支払いがない場合（当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）の当該支払義務発生日にかかる料金又は延滞利息

③ 新たに最終保障供給を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。

28. 料金又は延滞利息の払込み

(1) お客さまは、料金又は延滞利息を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が作成した払込書により、次の場所でお支払いいただきます。

・当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。

(2) お客さまが払込みにより料金を支払われる場合で、料金及びそれにあわせてお支払いいただく延滞利息の合計額（以下「当該料金」といいます。）が1,500円を下回る場合は、当社は27の規定にかかわらず、当該料金を翌料金算定期間の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

29. 料金又は延滞利息の当社への支払日

当社は、お客さまが料金又は延滞利息を金融機関等で払込み等の方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

30. 延 滞 利 息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

・ 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定し、1円未満の端数を切り捨てた金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、31及び35①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日とおなじといたします。

31. 料金又は延滞利息の支払順序

料金又は延滞利息（この最終保障約款に基づかない当社とのガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。）は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

- (1) 工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外のお支払いについては、原則として払込みの方法で行っていただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等
 - ② 当社の事業所等
- (2) 前項にかかわらず、15（工事費等の申し受け及び精算）（8）に基づき、工事費等及び供給施設の修繕費にかかる債権について譲渡した場合は、前項の①の「当社」を「請求事業者」と読み替えるものとし、②の場所ではお支払いいただけないものとします。

VI. 供 給

33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- (1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量……………45メガジュール
	最低熱量……………44メガジュール
圧 力	最高圧力……………2.5キロパスカル
	最低圧力……………1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度……………47
	最低燃焼速度……………35
	最高ウォッベ指数……………57.8
	最低ウォッベ指数……………52.7
	ガスグループ……………13A
	燃焼性の類別（旧呼称）……………13A

- (3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給するこ

とがあります。

- (4) 当社は、(2)に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

34. 供給又は使用の制限等

- (1) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合(40(1)の処置をとる場合を含みます。)
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ その他保安上必要がある場合(40(4)の処置をとる場合を含みます。)
- (2) 当社は、33(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

35. 供給停止

当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止す

る日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

- ① 支払義務発生日（22(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日、また、22(5)の規定が適用される場合は、翌料金算定期間の料金の支払義務発生日）の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合（支払期限日を経過した後、当社の料金払込窓口で支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）
- ② 当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この最終保障約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 42各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ 3(10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合
- ⑦ 40(5)及び41(4)の規定に違反した場合
- ⑧ その他この最終保障約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

36. 供給停止の解除

- (1) 35の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 35①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来したすべての料金及び延滞利息を支払われた場合
 - ② 35②の規定により供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来したすべての料金を支払われた場合
 - ③ 35③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合
- (2) 当社は、供給の再開は原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行います。

37. 供給制限等の賠償

当社が10 (4)、34又は35の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

Ⅶ. 保 安

38. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、14 (1) (4) (6) (8) 及び41 (3) の規定によりお客さまの資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について(3) に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3 (11) に規定する内管及びガス栓並びに3 (14) に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾

を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

39. 周知及び調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。
- (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (5) 当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

40. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。

- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客さまに当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客さまは、38(3)及び39(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等必要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 当社が13(8)の規定により設置したガスメーターについては、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当社は、必要に応じてお客さまの3(10)の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

41. お客さまの責任

- (1) お客さまは、39(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天

然ガス自動車又は次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ③ 33(2)に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) ガス事業法第62条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- ① 一般ガス導管事業の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。
 - ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

VIII. そ の 他

42. 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検 針
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業
- ④ 10 (1) 、 (3) 又は (4) の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

43. 裁 判 管 轄

この約款及びこれに基づくガス工事契約に関連してお客さまと当社との間で生じる一切の紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします

付 則

1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款（以下「本最終保障約款」といいます。）は、2021年10月1日から実施いたします。ただし、本最終保障約款の2 (2) の規定により、別表第1のみを変更した場合には、変更後の別表第1については、変更後の別表第1に定める実施期日から実施いたします。

(別表第2)

本支管工事費の当社負担額

1. ガスメーター能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき 当社の負担する金額
1.6 立方メートル毎時	152,640円
2.5	238,500
4	381,600
6	572,400
10	954,000

2. 1以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき95,400円の割合で計算した金額といたします。

3. 33(3)の規定にもとづく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、1.又は2.により算定された金額に、次の係数を乗じた値によるものといたします。

係数

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合……2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合……4

(別表第3) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	5 0 mm
	8 0
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0
	3 0 0
	4 0 0
	ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100mm以上といたします。
整 圧 器	5 0 mm
	7 5
	1 0 0
	1 5 0
	2 0 0

(別表第4)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

Vは、19(9)の規定により算定する使用量

V₁は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

Aは、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

(別表第5)

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

Vは、19 (12) の規定により算定する使用量

Pは、最高圧力を超えて供給する圧力 (キロパスカル)

V₁は、ガスメーターの検針量

(別表第6)

料 金 表

1. 適用区分

- | | |
|------|--|
| 料金表A | 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。 |
| 料金表B | 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。 |
| 料金表C | 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。 |
| 料金表D | 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。 |
| 料金表E | 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。 |
| 料金表F | 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。 |
| 料金表G | 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。 |

料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は24の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の

料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数切り捨て）

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税率})$$

3. 料金表A

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	910. ⁸⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	209. ⁷⁷ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,637. ⁷⁷ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	173. ⁴² 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,962. ⁸⁸ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	166. ⁹² 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,489. ⁶⁶ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	161. ⁶⁵ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,208. ¹⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	153. ⁰⁶ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

8. 料金表F

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,601. ⁶⁶ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	151. ⁹⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

9. 料金表G

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	8,378. ³² 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	144. ³⁸ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

10. 料金表H

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	8,769. ⁴⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	144. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに24の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第7)

料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D、料金表E、料金表F、料金表G又は料金表Hの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第 6 の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第 6 の料金表における基準単位料金又は 24 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 における適用基準と同様といたします。

(別表第 8)

料金の日割計算 (2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 6 の料金表 A、料金表 B、料金表 C、料金表 D、料金表 E、料金表 F、料金表 G 又は料金表 H の適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) \div 30$$

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第 6 の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第 6 の料金表における基準単位料金又は 24 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6 における適用基準と同様といたします。

(別表第9)

標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

Dは、25(3)の規定により算定する金額

Fは、23の規定により算定した従量料金

Cは、33(2)に規定する標準熱量

Aは、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第10)

燃焼速度・ウォッベ指数

- (1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \Sigma (S_i f_i A_i) / \Sigma (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表にかかげる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表にかかげる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率(体積百分率)

Kは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\Sigma A_i}{\Sigma (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率(体積百分率)

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
Si	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
fi	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

- (2) ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算 式]

$$W I = H / \sqrt{a}$$

W I = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = 単位当たりのガスの熱量

- (3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の種類	ガスグループ	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最 小 値	最 大 値	最 小 値	最 大 値
13A	13A	52.7	57.8	35	47

最終保障供給約款

別表第1

2021年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

(別表第1)

供給区域

実施期日

この別表第1は、2021年10月1日から実施いたします。

(1) 「全域供給区域」

大阪市、泉大津市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、忠岡町、田尻町、豊中市、吹田市、摂津市、八尾市、柏原市、東大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、明石市、播磨町、八幡市、向日市、大山崎町、久御山町、三郷町、王寺町

(2) 「一部供給区域」

府県名	市町村区名	内 容
大阪府	堺市	堺区 全域。
		中区 //
		東区 //
		西区 //
		南区 別所を除く。
		北区 全域。
		美原区 //
	岸和田市	次の区域を除く。 1. 「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 2. 「府道枚方富田林泉佐野線」より北のうち上白原町、河合町、積川町、内畑町、神於町。
	貝塚市	次の区域を除く。 1. 「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 2. 「府道枚方富田林泉佐野線」より北のうち木積。
	泉佐野市	次の区域を除く。 1. 大木。 2. 日根野、上之郷のうち「樫井川」より南。 3. 南中岡本のうち「国道26号線」より南。 4. 南中樫井のうち (1) 「府道和歌山貝塚線」より南のうち ① 「府道新家田尻線」より西。 ② 「府道新家田尻線」より東で「樫井川」より南。 (2) 「府道和歌山貝塚線」より北のうち 「市道樫井日枝神社2号線」「市道樫井日枝神社線」より西で「国道26号線」より南で「市道樫井5号線」より東。 以外の区域。 5. 土丸のうち (1) 「阪和自動車道」より南。 (2) 「阪和自動車道」より北のうち「樫井川」より南。
	富田林市	甘南備、龍泉、嬉、横山、別井一丁目～五丁目を除く。
	河内長野市	1. 小塩町、大矢船北町、大矢船中町、大矢船南町、大矢船西町、南ヶ丘、北青葉台、南青葉台、南花台一丁目～八丁目、旭ヶ丘。 2. 小山田町のうち「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 3. 高向のうち「石川」より南。 4. 日野のうち「府道長野葛城線」より北（「金剛生駒国定公園」を除く）。 5. 松ヶ丘西町のうち「市道錦ヶ丘2号線」「市道錦ヶ丘1号線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	河内長野市	6. 楠ヶ丘のうち (1)「市道三日市1号線」より南。 (2)「市道三日市1号線」より北のうち元 高向。 7. 加賀田のうち (1)「府道加賀田片添線」より西で「市道日野加賀田線」より北。 (2)1680-92・93・98、2300-1・2、2304、2305-1、3723-乙-4。
	和泉市	若樫町、大野町、春木川町、槇尾山町、父鬼町、坪井町、九鬼町、仏並町、小野田町、岡町、下宮町、北田中町、福瀬町、善正町、南面利町、黒石町、国分町、久井町を除く。
	泉南市	次の区域を除く。 1. 信達金熊寺（飛地を除く）、信達楠畑、信達葛畑、信達六尾、信達童子畑、別所。 2. 新家のうち「金剛生駒国定公園地域」。 3. 中小路一丁目のうち元 北野。 4. 北野のうち「樫井川」より東および「国道26号線」より南。 5. 信達岡中のうち「近畿自動車道」より南。
	大阪狭山市	茱萸木八丁目2090を除く。
	阪南市	次の区域を除く。 1. 桑畑（飛地を除く）。 2. 尾崎町二丁目のうち「市道尾崎35号線」より北。 3. 尾崎町三丁目のうち「市道尾崎26号線」より北。 4. 黒田のうち「国道26号線」より北のうち 「市道尾崎黒田南線」より西で「市道西鳥取29号線」より南。 5. 新町のうち「南海本線」より北（飛地を除く）。 6. 鳥取のうち (1)「南海本線」より北。 (2)「南海本線」より南で、「国道26号線」より北で、「府道鳥取吉見泉佐野線」および「市道西鳥取143号線」より東。 7. 貝掛のうち (1)「国道26号線」より北のうち「釈迦坊川」より西および「南海本線」より北。 (2)「国道26号線」より南で「釈迦坊川」より西のうち 「久堀川」より西で「市道石田箱作線」より北以外の区域。 8. 山中溪のうち「近畿自動車道」および「市道東鳥取192号線」より南。 9. 箱作のうち「国道26号線」より北のうち 「市道箱の浦線」より東および北。
	熊取町	次の区域を除く。 1. 朝代台、小谷南三丁目・四丁目、高田三丁目、成合北、成合東、成合南、成合西。 2. 和田五丁目のうち元 野田。 3. 朝代東三丁目のうち「町道朝代和田大宮線」より南。 4. 久保三丁目のうち (1)「町道久保高田線」より東。 (2)「町道久保高田線」より西のうち「町道久保線」より北。 5. 高田一丁目のうち「町道久保高田線」より東。 6. 高田四丁目のうち「近畿自動車道」より南および「町道久保高田線」より東。 7. 野田のうち「府道泉佐野打田線」より東で「町道朝代和田大宮線」より南。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	熊取町	8. 久保のうち (1) 「近畿自動車道」より南。 (2) 「近畿自動車道」より北で「町道五門久保小谷線」より南のうち「町道久保高田線」より東。 9. 小谷のうち「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 10. 大久保のうち 「府道泉佐野打田線」より東のうち「町道朝代成合永楽線」より南。
	岬町	1. 望海坂一丁目～三丁目、淡輪山中。 2. 淡輪のうち (1) 「国道26号線」より北のうち「番川」より東。 (2) 「国道26号線」より南。 3. 深日のうち「南海本線」より東で「第二阪和国道」より西。
	河南町	1. 大宝一丁目～五丁目。 2. 山城のうち「大宝15号線」より南で「大宝22号線」より西で「大宝6号線」より北で「大宝7号線支線第1号」より東。 3. 東山のうち「府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線」「町道東山山城線」「町道東山中脇線」「町道東山浦条線」「町道浦条梅川線」より東で「町道一須賀大宝線」より北。
	太子町	太子2402-1・2、2369-1～3。
	池田市	伏尾町のうち大谷を除く。
	高槻市	次の区域を除く。 1. 下、成合、川久保、杉生、田能、中畑、出灰、二料、萩谷月見台、霊仙寺町一丁目、神内、梶原、萩之庄。 2. 萩谷のうち 「府道萩谷西五百住線」より東で「市道萩谷12号線」より西で「市道萩谷14号線」「市道原27号線」より南 以外の区域。 3. 原のうち 「市道原東条下条線」より西で「市道原30号線」より南で「市道塚脇1号線」より東 以外の区域。
	茨木市	次の区域を除く。 1. 車作、安元、忍頂寺、下音羽、上音羽、銭原、泉原、千提寺、佐保、長谷、清阪。 2. 生保のうち元 福井以外の区域。 3. 彩都あかねのうち元 佐保。
	箕面市	次の区域を除く。 1. 勝尾寺および国有林。 2. 上止々呂美、下止々呂美のうち「余野川」より東。
	島本町	大沢、尺代、東大寺を除く。
	豊能町	吉川、新光風台一丁目～五丁目、光風台一丁目～六丁目、ときわ台一丁目～六丁目、東ときわ台一丁目～九丁目。
	能勢町	1. 倉垣のうち「府道亀岡能勢線」より南で「町道上田尻嘉村線」より北。 2. 上田尻のうち「府道吉野下田尻線」より南で「町道上田尻嘉村線」より北。
	大東市	龍間、寺川、中垣内、野崎、北条を除く。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	四條畷市	次の区域を除く。 1. 逢阪、南野。 2. 上田原のうち「阪奈道路」より南。 3. 下田原のうち「国道163号線」より北。
	交野市	次の区域を除く。 1. 傍示、寺、私市山手一丁目・二丁目。 2. 私部のうち「JR片町線」より東。 3. 私市のうち 「天野川」より東のうち 「市道私市東廻り線」より東で「市道私市9号線」より南で「市道私市山手15号線」より西で「市道私市山手線」より西および北以外の区域。
	関西国際空港。	

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	西宮市	次の区域を除く。 1. 社家郷山、名塩茶園町（元 塩瀬町名塩クチハメ谷を除く）、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩二丁目・三丁目、名塩美山。 2. 東山台五丁目のうち元 塩瀬町名塩前坂。 3. 名塩一丁目のうち (1) 元 塩瀬町名塩北篝山、南篝山、辻堂ノ奥。 (2) 元 塩瀬町名塩東垣内のうち「市道塩第35号線」より南。以外の区域。 4. 名塩東久保のうち 元 塩瀬町名塩奥保、上狐丸、北山、下二軒谷垣内、西等ケ谷、滑ゴ、上滑以外の区域。 5. 塩瀬町名塩のうち (1) 寅ヶ瀬、小川ノ向、開ノ鼻、開ノ岡、船田、下垣内、猪見ヶ原、上東道、船山、赤尾、上登尾、中登尾、下金場、滝ノ向、手間ヶ辻、ドン尻、カニ池、宮ノ谷山、宮ノ谷、土林、大林、六ツ池、金場向、中尼子谷、踊場、東野際、アクセ、野際、西野際、奥保、中奥保、箱木原、下滑、クチハメ谷、西奥保、西等ケ谷、西ショウブ、松尾、午ヶ瀬、土林上、上金場、溝辺、下尼子谷、水木谷、辻堂ノ奥、辻堂、下尼ヶ谷。 (2) 北山のうち ① 「ドン尻丘道」より西。 ② 「細ノ谷川」より南および「市道塩第372号線」より南。 (3) 西野条、助垣内のうち「中国自動車道」より南。 (4) 「中国自動車道」「国道176号線」より南で「水木谷」より東。 (5) ショウブ、茶園場、米山、丸尾のうち「国道176号線」より南。以外の区域。 6. 山口町のうち (1) 「有馬川」より西のうち中野、名来、香花園（元 上山口を除く）、中野一丁目・二丁目。 (2) 「有馬川」より東のうち ① 「中国自動車道」より南で「国道176号線」「旧 国道176号線」「市道山第425号線」「国道176号線」より北。 ② 「国道176号線」より南で、「市道山第39号線」「市道山第38号線」「市道山第40号線」より西で、「市道山第45号線」「県道大沢西宮線」より北。 ③ 「市道山第45号線」「県道大沢西宮線」より南のうち上山口四丁目。以外の区域。
	宝塚市	「県道塩瀬宝塚線」より西および「県道切畑多田院線」より北を除く。
	川西市	次の区域を除く。 1. 黒川、横路、若宮。 2. 国崎のうち小路以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	猪名川町	原、紫合、柏梨田、差組、白金一丁目～三丁目、若葉一丁目・二丁目、松尾台一丁目～四丁目、伏見台一丁目～五丁目、つつじが丘一丁目～五丁目、荘苑一丁目～三丁目、上野、広根。
	東灘区	全域。
	灘区	〃
	兵庫区	〃
	長田区	〃
	須磨区	〃
	垂水区	〃
	中央区	〃
	神戸市	次の区域を除く。 1. 有馬町、淡河町。 2. 八多町のうち (1) 附物、西畑、屏風、深谷。 (2) 上小名田のうち井出ノ上、ふけ、下スゴ、中前元、平田垣内、トノ垣内、梶屋垣内、鯖ノワタ、友釜、畑ノ垣内、音谷、天井垣内、寺ヶ花、末釜口、末釜奥、ニヨリ坂、八坂、メグリ、石原、大ノシカ、アマ淵、コメノ木、出羽、雨谷、薬師谷、雉子谷、奥ノ谷、宮ノ下、中、高町、玉泉、坂ノ裾、北谷、谷垣内、寺垣内、エンホウ、床浪、ミコ垣内、中前ノ本、梶谷垣内、九々ノ木、西谷、仲、高田ノ下。 (3) 下小名田のうち ① 平井、四反田廻り、日屋、寺谷奥、寺谷上通、取坂、馬場北通、宮ノ前、馬場南通、丁田、小林廻り、田畑垣内、原地谷、宮ヶ谷、原地奥、森廻り、鋤村、北谷、米山谷、ガントウダニ、宮ノ、京地谷、城ノ垣内上、宮元。 ② 大谷口のうち「市道八多里88号線」より東。 (4) 中のうち ① 菅谷、口その谷、吉安、林ヶ谷、谷田、新谷。 ② アフギ、向畑のうち「市道数合谷越線」より西。 (5) 柳谷のうち九日田、呑取、大脇、角ヶ谷、中谷、下西谷、後白、蓮池垣、林垣、町垣、釜ヶ谷、湯ノ谷、下湯ノ谷、上湯ノ谷。 (6) 吉尾のうち櫛ノ堂、安場、五龍、西側、山添、ふけ、学校辻、干ヶ谷、友釜、大田フケ、ミコ垣内、大町、堀切、中筋、今北、中通、マタニ、鹿堀、大松、龍元、山崎、介垣、川添、桐山、木戸、平井、城ノ越、北大畑、南大畑、馬渡、上藤原、奥ノ谷、下藤原、八坂、宮ヶ谷、九日田、一里山、面水、中ノ上、下五龍、上五龍、上安場、西山、三ツ池山、清水谷、但馬谷、元奥ノ谷、小谷、西ノ池、奥大畑、笹池、古池、城山、呑取。 3. 道場町のうち (1) 道場、平田、生野、塩田。 (2) 日下部のうち「有野川」より東。 4. 長尾町のうち (1) 上津のうち ① 深山池ノ西、西若林、切道、菰谷、浮谷、神子谷奥、ダウド、西谷ノ南、大西垣内、西高津甲、杭ヶ内、井込谷、上平井谷、土器谷、西谷、六郎ヶ谷、八ヶ坪、赤子背、東谷、奥谷、鍛冶屋垣内、雨堤、堂ノ前、下地ヶ谷、セツ谷、坊ヶ内、奥ノ小谷、高坂、姥ヶ谷、今西、石田ヶ越。 ② 上垣内、袋谷、木ノ元のうち「中国自動車道」より西。
	北区	
	戸	
	市	

府県名	市町村区名		内 容
兵庫県	神戸市	北区	③ 土井ノ内、ドヘノ跡、火打坂、下保代、梅の脇、塚ケ坪のうち「市道上津谷線」より南。 ④ 正権寺のうち「県道西脇三田線」より北。以外の区域。 (2) 宅原のうち ① 滝ケ谷、天神辻、大池、川池谷、滝ケ谷東、狭間、大谷、前坊、五反田、八ヶ坪、定塚、道谷、炭焼、内垣、佃、豊浦、西豊浦、数合、天神、上数合、新池、三山、宮ノ元、岡下、岡堂、八坂、上鹿子、大池東、大味谷、川池谷、川池上、川池西、北向、砂子、横山、四軒茶屋、大下、法林山、大前、丁ノ坪、鹿子、松毛、蓮花寺、曲り、辻垣内、清水下、フケ、寺東、寺内、岡崎、上中、上ノ池、奥田。 ② 琴谷のうち「神戸電鉄三田線」より東。 ③ 上天神のうち「中国自動車道」より東。 5. 山田町のうち「県道神戸加東線」より北で「国道428号線」より西。 6. 大沢町のうち (1) 上大沢のうち沢内、善入東、善入下、善入上、善入西明、善入馬田、グアガ谷、細池西、細池下、細池中、細池上、細池東、尾通帽子、井尻上、井尻下、井尻、井尻柳池、畑ケ谷、梅ヶ谷東、西谷、西谷上、西谷東小谷、細池口。 (2) 市原のうち ① 笹ヶ谷、野垂、美之谷、百合林、原久谷。 ② 正厳寺のうち「県道西脇三田線」より北。以外の区域。
		西区	次の区域を除く。 1. 神出町。 2. 岩岡町のうち (1) 野中。 (2) 岩岡のうち「県道大久保稲美加古川線」より西。 (3) 古郷のうち ① 古知庵、西場、添池下、白古瀬、前山、広谷、古力、辻ケ内、南場、十三号池、大南原、寛政池、大池下。 ② 福吉西のうち「印籠川」より北で「市道古郷第207号線」「市道岩岡里342号線」より西。 (4) 西脇のうち山ノ神、豊谷、中島、岩ヶ岡、一本松、十二号池。
	三木市		1. 君が峰町、大塚一丁目・二丁目、芝町、府内町、上の丸町、本町一丁目～三丁目、福井一丁目～三丁目、末広一丁目～三丁目、さつき台一丁目・二丁目、大村一丁目、自由が丘本町一丁目～三丁目、岩宮、平田一丁目・二丁目、加佐一丁目。 2. 大塚のうち下り松、高町、出張。 3. 福井のうち (1) 喜春、鷹尾、高野。 (2) 三木山のうち ① 「市道三木山幹線」「市道三木山総合公園小林線」より東。 ② 「県道加古川三田線」より北。 ③ 「県道神戸三木線」より西で「市道福井小林線」より東。 4. 宿原のうち (1) 新田山、狩屋谷、西山、赤松ノ谷、寺ノ前、開キ谷。 (2) 門前、門前ノ西のうち「県道三木三田線」より南。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	三木市	(3) 三昧ノ下のうち「県道三木三田線」より南および「県道三木環状線」より西。 (4) 二位谷1279番。 5. 加佐のうち「山陽自動車道」より南。 6. 平田のうち (1) 「県道三木山崎線」より北で「金剛寺谷川」より東で「山陽自動車道」より南。 (2) 道ノ上、岸ノ上、足田のうち「県道三木山崎線」より南。 7. 大村のうち (1) 堀端、高柳、川ノ上。 (2) 砂、谷後、寺カイチ、坊貝チ、北山のうち「県道三木山崎線」より南。 (3) 城ノ前、宮カネのうち「国道175号明石舞鶴線」より東。 8. 別所町のうち (1) 高木、朝日ヶ丘、近藤。 (2) 小林のうち釜ヶ谷。 9. 志染町のうち (1) 青山一丁目～七丁目。 (2) 四合谷のうち ① 西谷615番～617番。 ② 「市道広野窟屋線」より北で「四合谷川」「細目川」より西。 (3) 西自由が丘一丁目・二丁目。 (4) 中自由が丘一丁目～三丁目。 (5) 東自由が丘一丁目～三丁目。 (6) 吉田のうち芝林、一本松谷、新田山、山の神、寺谷、大歳前、丸山。 (7) 細目のうち橋ヶ谷。 (8) 広野一丁目。 (9) 広野五丁目のうち元 志染町広野上池の谷。 (10) 広野八丁目のうち元 志染町広野上池の谷、下二子谷、上二子谷。 (11) 高男寺のうち 瀧ヶ谷のうち「市道窟屋環状線」より南。 (12) 窟屋のうち ① ヤケ尾、五台山、西谷、本谷、中尾。 ② 上ヶ原のうち「市道窟屋環状線」より南。 ③ 岩屋谷のうち「市道窟屋2号線」より南。 (13) 広野のうち奥ノ谷口、奥ノ谷、常尾谷。 (14) 三津田のうち ① 熊ヶ谷、西亀屋、亀屋。 ② 西谷、西谷山のうち「県道平野三木線」より北。 ③ 東栗林、西栗林のうち「市道細目三津田線」より南。 (15) 御坂のうち ① 岩井口のうち「市道窟屋2号線」より東で「市道細目三津田線」より南。 ② 與三兵衛垣内、市原のうち「市道細目三津田線」より南。 ③ 老谷。 ④ 法鑑のうち「市道御坂北線」より北。 ⑤ 岩ノ前、田中のうち「県道三木三田線」より北。 ⑥ 黒岩ノ前のうち「市道御坂北線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
兵庫県	三木市	⑦ 宮ノ東のうち「県道三木三田線」より北で「市道御坂北線」より東。 (16) 大谷のうち ① 鷹尾、千條谷、南谷。 ② 明蓮寺のうち「市道大谷線」より東。 ③ 随光のうち「県道神戸加東線」より東。 (17) 戸田のうち ① 西谷、中尾、山ノ口、東奥谷、奥谷。 ② 墓尾、柳谷のうち「県道三木三田線」より北。 ③ 栃谷のうち「県道三木三田線」より北。 ④ 場中のうち「県道三木三田線」より北。 ⑤ 仲ケ市のうち「県道三木三田線」より北のうち「市道堂大日線」より北。 ⑥ 十力のうち「県道三木三田線」より北で「市道藪本線」より東。 10. 緑が丘町のうち (1) 本町一丁目・二丁目、西二丁目～五丁目、中二丁目・三丁目、東一丁目～四丁目。 (2) 西一丁目のうち元 緑が丘町西一丁目。 (3) 中一丁目のうち元 緑が丘町中一丁目。 11. 吉川町みなぎ台一丁目・二丁目。 12. 吉川町鍛冶屋のうち (1) 中ノ坪、浅之谷、畑谷、庵ノ谷、岩井谷、山添、森ノ本、川ノ上、西谷、外ヶ波。 (2) 小橋(元 吉川町大畑のうち大谷、鬼帟、久保を除く)。 (3) 天王(元 吉川町大畑のうち大谷を除く)。 13. 吉川町大畑のうち (1) 堂本、中通。 (2) 大谷のうち元 吉川町鍛冶屋のうち天王、畑谷、岩井谷。 (3) 鬼帟のうち元 吉川町鍛冶屋のうち天王。 (4) 久保のうち元 吉川町鍛冶屋のうち小橋。 14. 吉川町上荒川のうち奥山。 15. 吉川町畑枝のうち壹本松、真谷。 16. 吉川町新田のうち屋寄。
	三田市	1. 池尻、上深田、下深田、友が丘一丁目～三丁目、狭間が丘一丁目～五丁目、武庫が丘一丁目～八丁目、弥生が丘一丁目～六丁目、富士が丘一丁目～六丁目、あかしあ台一丁目～五丁目、すずかけ台一丁目～四丁目、けやき台一丁目～六丁目、ゆりのき台一丁目～六丁目、学園一丁目～八丁目、テクノパーク、西山一丁目・二丁目、天神一丁目～三丁目、さくら坂、高次一丁目・二丁目、南が丘一丁目・二丁目、横山町、対中町、相生町、中央町、駅前町、宮脇、屋敷町、中町、三田町、寺村町、広沢、下内神、中内神、福島。 2. 貴志のうち美内、吉谷、大先、奈良、平方。 3. 沢谷のうち平町、政レゴ、福田垣内、永禪寺谷、南山、畑田、岩脇、松田、神田、広田、小田、七合池、大神石。 4. 西野上のうち北谷、下西山、中西山、上西山、上山添、前田、上通り、菰尾、川の上。 5. 溝口のうち天通り、西谷、下林、上林。 6. 下相野のうち (1) 早稲田。 (2) 「近畿自動車道敦賀線」より西。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	三田市	7. 上内神のうち (1) 長井、中島、才の谷、地蔵田、とち、宮ノ下、西ノ勝、奥ノ谷、茶木ノ下。 (2) 永禪谷、森勝、岡ケ谷、遠メのうち「内神川」より東。 (3) 「県道三田西インター吉川線」「県道三田西インター線」より北。 8. 大原のうち (1) 本谷。 (2) 水取のうち「市道大原貴志線」より北。 (3) 「国道176号線」より東で「市道大原友が丘線」より南。 9. 川除のうち (1) 「国道176号線」より北。 (2) 「武庫川」「池尻川」より南。 10. 三輪のうち (1) 「市道三輪香下線」「市道三輪ゴルフ場線」より西。 (2) 小島田。 11. 三輪一丁目・三丁目・四丁目。 12. 三輪二丁目のうち (1) 「ＪＲ福知山線」より北で「市道三輪片浮線」より東。 (2) 「ＪＲ福知山線」より南で「西谷川」より東で「武庫川」より北。 13. 桑原のうち「山田川」より西。 14. 高次のうち泓、大深、諏訪原、藤野、池谷、狐ケ谷。 15. 下田中のうち「武庫川」より北で「山田川」より西。 16. 下井沢、上井沢のうち「武庫川」より東。 17. 加茂のうち「青野川」より西。
	加東市	1. 南山一丁目～六丁目。 2. 横谷のうち (1) 「県道平木南山線」より西。 (2) 魚ケ鼻のうち「県道西脇三田線」より南。 (3) オノ前のうち「県道平木南山線」より東で「県道西脇三田線」より南。 3. 佐保、沢部。 4. 河高のうち黒石。
	姫路市	次の区域を除く。 1. 林田町、船津町、山田町、相野、西脇、太市中、石倉、白鳥台一丁目～三丁目、緑台一丁目・二丁目、刀出、六角、刀出栄立町、広嶺山。 2. 勝原区のうち (1) 丁。 (2) 下太田のうち西山、坂田以外の区域。 3. 花田町のうち「国道2号線」より北のうち 加納原田、上原田、小川、勅旨、一本松 以外の区域。 4. 別所町のうち 「国道2号線」より北のうち (1) 別所、北宿、佐土、佐土二丁目・三丁目、別所三丁目～五丁目。 (2) 佐土新のうち向ヒ畑、向ヒ薬師。 以外の区域。 5. 打越のうち「山陽自動車道」より北。 6. 豊富町のうち 豊富のうち「市川」より西

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	姫路市	以外の区域。 7. 飾東町のうち 庄 以外の区域。 8. 香寺町相坂、香寺町岩部、香寺町久畑、香寺町香呂、香寺町田野、香寺町恒屋、香寺町中寺、香寺町中仁野、香寺町中村、香寺町中屋、香寺町野田、香寺町土師、香寺町広瀬、香寺町溝口、香寺町矢田部、香寺町行重。 9. 安富町安志、安富町植木野、安富町塩野、安富町末広、安富町瀬川、安富町関、安富町狭戸、安富町朽原、安富町長野、安富町名坂、安富町三坂、安富町三森、安富町皆河。 10. 家島町坊勢、家島町真浦、家島町宮。 11. 夢前町芦田、夢前町苅野、夢前町糸田、夢前町置本、夢前町高長、夢前町護持、夢前町古瀬畑、夢前町古知之庄、夢前町神種、夢前町塩田、夢前町書写、夢前町新庄、夢前町杉之内、夢前町菅生澗、夢前町玉田、夢前町塚本、夢前町寺、夢前町戸倉、夢前町野畑、夢前町前之庄、夢前町又坂、夢前町宮置、夢前町山富、夢前町山之内。
	相生市	相生。
	太子町	1. 馬場、鵜、米田、糸井、矢田部、立岡、東保、東南、東出、蓮常寺、老原、太田、福地、竹広、沖代。 2. 阿曾のうち「県道門前鵜線」より北。 3. 山田のうち「太子龍野バイパス」より北。
	加古川市	次の区域を除く。 1. 上荘町、平荘町、志方町。 2. 八幡町のうち上西条、下村、宗佐、野村、船町。 3. 東神吉町のうち升田、天下原。 4. 西神吉町のうち (1) 鼎、宮前。 (2) 辻のうち「法華山谷川」より南で「県道飾東宝殿停車場線」より西以外の区域。
	赤穂市	西浜町。
	高砂市	次の区域を除く。 阿弥陀町のうち 1. 北山、長尾、地徳。 2. 阿弥陀、北池のうち「国道2号線」より北。 3. 魚橋のうち「国道2号線」より北のうち「法華山谷川」より北および西。
	小野市	住吉町、菅田町。
	加西市	北条町東高室、鎮岩町、段下町、下宮木町。
	たつの市	1. 新宮町光都一丁目～三丁目。 2. 新宮町下苅原のうち「角亀川」より西。 3. 龍野町大道、龍野町富永、龍野町日飼、龍野町堂本、龍野町島田、揖保町揖保中、揖保町今市。 4. 菅田町福田のうち「国道2号線（太子竜野バイパス）」より南。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	稲美町	1. 和田、幸竹、国岡一丁目～六丁目、国北一丁目・二丁目、蛸草、岡、六分一、国安一丁目～四丁目。 2. 中村のうち高台、山中、溜池の下、八反坪、ソケ谷、山ノ下、石町、古婦、海老子、中、神木戸、道間。 3. 国岡のうち 「県道宗佐土山線」より西で「町道1003号線」より北 以外の区域。 4. 国安のうち (1) 谷ノ上、度忠、新開、小池ノ内、アレ垣内、東、皿池、辻ヶ外、琴池、追星、高佐、運上林、高山、権ノ池。 (2) 中のうち「町道3326号線」より北。 (3) 浦のうち「町道1007号線」より北。 (4) 吹上のうち「町道2003号線」より東。 (5) 「町道1007号線」より南。 5. 印南のうち「県道六分一神出線」より南で「町道3396号線」より西。
	上郡町	光都一丁目～三丁目。
	佐用町	光都一丁目。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	京 京	上京区 全域。
		中京区 〃
		下京区 〃
		東山区 〃
		南区 〃
	右京区	次の区域を除く。 1. 鳴滝のうち吉兆谷、沢、三本松、池ノ谷。 2. 梅ヶ畑のうち 向ノ地町、畑ノ下町、畑町、薮ノ下町、中田町、山崎町、古田町、高鼻町 以外の区域。 3. 北嵯峨のうち朝原山町。 4. 嵯峨鳥居本のうち深谷町。 5. 嵯峨のうち亀ノ尾町、亀山町、愛宕町。 6. 嵯峨清滝、嵯峨水尾。 7. 京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井崎町、京北井戸町、京北宇 野町、京北漆谷町、京北大野町、京北小塩町、京北柏原町、京北片波町、京 北上黒田町、京北上中町、京北上弓削町、京北熊田町、京北五本松町、京北 塩田町、京北室谷町、京北下町、京北下宇津町、京北下熊田町、京北下黒田 町、京北下中町、京北下弓削町、京北周山町、京北芹生町、京北田貫町、京 北中地町、京北辻町、京北塔町、京北栃本町、京北鳥居町、京北中江町、京 北西町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北細野町、京北宮町、 京北矢代中町、京北弓槻町。
	西京区	次の区域を除く。 1. 下山田、松尾谷松尾山町。 2. 嵐山のうち北松尾山。 3. 松尾のうち北松尾山、南松尾山。 4. 松室のうち北松尾山。 5. 山田のうち南松尾山、鳴子尾山、捻木尾、鈴ヶ尾、林、高尾。 6. 大枝沓掛町のうち (1)「国道9号線」より南で「府道大山崎大枝線」より西。 (2)「国道9号線」より北で「カマ谷川」より西。 7. 大原野のうち小塩町、石作町、外畑町、出灰町。
	伏見区	次の区域を除く。 1. 醍醐のうち陀羅谷、醍醐山。 2. 日野のうち南山、北山、船尾。
	山科区	次の区域を除く。 1. 大宅のうち奥山。 2. 大塚のうち葎ヶ谷、向畑町。 3. 東野のうち東山。 4. 西野のうち東山。 5. 小山のうち (1)長尾、北谷、大石山、御坊内町、小川町、谷田山。 (2)一石畑、北林町のうち「名神高速道路」より東。 6. 竹鼻のうち火打谷、忠兵衛谷、走谷。 7. 音羽平林町のうち「名神高速道路」より東。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	京 都 市 北 区	次の区域を除く。 1. 上賀茂のうち十三石山。 2. 西賀茂のうち小峠、檜谷、烏帽子岩、中島町、妙見堂、西萩原、西山、傍示ケ尾、宮山、壇ノ尾、西二ノ坂、笠松、城山、鶯谷、西中尾、宮ノ谷、鑪磨岩、氷室町、西氷室町、勧請、松茸島、谷中、唄ノ尾、万寿峠、尾横、由利ノ向、蓬来谷、卯ノ谷、棚谷。 3. 大宮のうち二ノ坂、秋葉山、萩原。 4. 鷹峯のうち船水、牛ヶ首、御蔵尾、堂ノ庭町、滑地、赤坂、冠岩、大谷町、長坂、一ノ坂、仏谷、護法ヶ谷、桃山、堀越町、焼尾、地獄谷、大山、菩提、西菩提、扇ヶ原、長尾、西流尾、東奥長谷、奥長谷、皿谷、笹ヶ尾、株地、株地天ヶ峰、八ヶ所、逆二ツ岩町、大日町。 5. 大北山のうち長谷町、原谷乾町、松鷗山町。 6. 中川、小野、雲ヶ畑。
	京 都 市 左 京 区	次の区域を除く。 1. 修学院のうち桂谷、牛ヶ額、丸子青良ヶ谷、段ノ尾、音羽谷、尺羅ヶ谷四明ヶ嶽、寺谷、梅谷、杉谷、淵ヶ谷。 2. 一乗寺のうち花ヶ谷、大谷、坂端、城、風呂ヶ谷、中尾ヶ谷、長尾、割ヶ谷、ヤヶ谷、黒目ヶ谷、井手ヶ谷ススガ平、井手ヶ谷菖蒲平、井手ヶ谷調専口、井手ヶ谷エノ木ヶ尾、病ダレ、勢ヶ谷、砂坂、三百坊、延暦寺山、堀切、馬坂、南高山、北高山、ボヶ谷、艾谷、西楽ヶ谷、東楽ヶ谷、地獄谷、シ谷、井手ヶ谷、池ヶ谷、掛橋、厩ヶ谷、ヌノ滝、天ヶ丸。 3. 北白川のうち重石町、小亀谷町、向ヶ谷町、南ヶ原町、中山町、蓬ヶ谷町、岩坂町。 4. 浄土寺のうち打越町、広帖町、提灯山町、七廻り町、大山町。 5. 鹿ヶ谷のうち大黒谷町、菖蒲谷町、栗木谷町、善気山町、多頂山町。 6. 栗田口のうち如意ヶ嶽町。 7. 静市のうち (1) 静原町。 (2) 市原町のうち「府道京都広河原美山線」より西のうち「市道静市6号線」より北で「長代川」より南。 8. 八瀬（野瀬町を除く）、大原、鞍馬、花背、久多、広河原。
	宇 治 市	次の区域を除く。 1. 志津川、炭山、二尾、池尾、東笠取、西笠取、白川。 2. 槇島のうち六石山、槇尾山、槇永山。
	亀 岡 市	1. 南つつじヶ丘、中矢田町、蔦田野町太田、大井町並河、大井町南金岐、余部町、追分町。 2. 東つつじヶ丘曙台四丁目（元 篠町広田三丁目を除く）。 3. 東つつじヶ丘曙台三丁目のうち元 篠町広田前山。 4. 西つつじヶ丘五月台一丁目のうち元 篠町浄法寺。 5. 篠町のうち (1) 広田火打坂、浄法寺、夕日ヶ丘一丁目～三丁目。 (2) 広田前山のうち「京都縦貫自動車道」より北。 (3) 広田三丁目のうち元 広田火打坂、広田前山。 (4) 篠のうち「国道9号線」より南で「京都縦貫自動車道」より北。 (5) 王子のうち「国道9号線」より南で「鵜ノ川」より西で「京都縦貫自動車道」より北。 6. 古世町のうち (1) 「国道9号線」より北。 (2) 「国道9号線」より南で「府道枚方亀岡線」より東で「年谷川」より西。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	城陽市	1. 上津屋、平川、久世、寺田、水主、枇杷庄、長池、富野、観音堂。 2. 奈島のうち「国道24号線」より西。
	長岡京市	浄土谷を除く。
	井手町	多賀。
	宇治田原町	賛田、立川。
	京田辺市	水取、天王、高船、打田を除く。
	木津川市	次の区域を除く。 1. 木津町のうち「井関川」より南で「市道中ノ島五丁目線」より西以外の区域。 2. 相楽のうち (1) 袋樋、オノ神、大仙堂、土師山、朝荊、相楽山、山松川。 (2) 荒神塚のうち「国道163号線」より南。 (3) 「ＪＲ片町線」より南のうち「国道163号線」より北および東以外の区域。 3. 市坂のうち (1) 湯屋田、奈良道、寒谷。 (2) 「ＪＲ関西本線」より西のうち水干、六本木以外の区域。 4. 吐師のうち「ＪＲ片町線」より東。 5. 木津のうち 「ＪＲ関西本線」より西のうち (1) 「ＪＲ片町線」より南および西。 (2) 上戸のうち「ＪＲ片町線」より東。 (3) 雲村のうち「ＪＲ片町線」より東のうち「国道24号線」より東で「市道殿城灯籠寺線」より南。 (4) 「ＪＲ片町線」より東で「市道内垣外内田山線」より南以外の区域。 6. 鹿背山のうち細川、垣ノ内、塩田、当田、東大平、西大平、狸谷、立ヶ尻、二反田、車谷、頓登路里。 7. 加茂町井平尾、加茂町岩船、加茂町岡崎、加茂町奥畑、加茂町大畑、加茂町河原、加茂町観音寺、加茂町北、加茂町北下手、加茂町北大門、加茂町勝風、加茂町銭司、加茂町高去、加茂町辻、加茂町西、加茂町西小、加茂町東小上、加茂町東小下、加茂町法花寺野、加茂町南下手、加茂町南大門、加茂町森、加茂町山田、加茂町例幣、加茂町美浪。 8. 加茂町尻枝のうち広芝、櫛以外の区域。 9. 加茂町大野のうちウヅ、北出畑以外の区域。 10. 加茂町高田のうち京内、東山以外の区域。 11. 加茂町兎並のうち (1) 「府道奈良加茂線」より東で「新川」より西（船屋、法徳寺、内垣外を除く）。 (2) 沼、東前田。 以外の区域。 12. 山城町上粕、山城町綺田、山城町平尾、山城町椿井、山城町北河原、山城町神童子。
	精華町	1. 菱田、植田、山田、桜が丘一丁目～四丁目、精華台一丁目～九丁目、光台一丁目～九丁目、祝園西一丁目、粕田一丁目・二丁目。 2. 祝園、菅井のうち「ＪＲ片町線」より西。 3. 下粕、北稲八間、南稲八妻のうち「煤谷川」より東。 4. 乾谷のうち (1) 「国道163号線」より南。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	精華町	(2) 金前。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	奈良市	次の区域を除く。 - 興ヶ原町、邑地町、丹生、北野山町、柳生下、柳生町、大保町、阪原町、大柳生町、大平尾町、水間町、別所町、杣ノ川町、広岡町、狭川町、西狭川町、狭川西町、狭川東町、北村町、須川町、南ノ庄町、園田町、法用町、中ノ川町、生疏里町、大慈山町、忍辱山町、誓多林町、今市町、沓掛町、日笠町、大野町、中貫町、中ノ庄町、南田原町、長谷町、此瀬町、横田町、茗荷町、和田町、須山町、矢田原町、中畑町、菩提山町、北椿尾町、南椿尾町、興隆寺町、米谷町、田原春日野町、高樋町、虚空蔵町、窪ノ庄町、山町、八島町、柴屋町、田中町、池田町、東鳴川町、平清水町、鉢伏町、横井町、横井一丁目～七丁目、藤原町、鹿野園町。 - 白毫寺町のうち「県道奈良名張線」より南で「市道北部第551号線」より東。 - 古市町のうち 「県道高畑山線」より西のうち (1) 「国道169号線」より東。 (2) 「国道169号線」より西のうち「県道奈良大和郡山線」より南。 - 月ヶ瀬石田、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野。 - 都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町。
	大和高田市	大谷のうち「国道165号線」より北で「市道3005号線」より西。
	大和郡山市	次の区域を除く。 - 番匠田中町、井戸野町、石川町、白土町、発志院町、中城町、伊豆七条町、横田町、樺枝町、新庄町、八条町、宮堂町、長安寺町、大江町、昭和町、杉町、本庄町、上三橋町。 - 額田部南町のうち「佐保川」より東。 - 若槻町のうち「県道大和郡山環状線」より南。 - 番条町のうち「佐保川」より東で「県道大和郡山環状線」より南。 - 柏木町のうち「市道昭和工業団地7～2号線」「市道長安寺昭和町線」より南で「市道長安寺額田部線」より西で「市道額田部東西線」より北で「市道昭和工業団地6～7号線」より東以外の区域。
	天理市	- 田町、丹波市町、守目堂町、御経野町、勾田町、杣之内町、布留町、三島町、川原城町、田部町、別所町、指柳町、前栽町、田井庄町、富堂町、杉本町、平等坊町、小路町、荒蒔町、東井戸堂町、西井戸堂町、合場町、南六条町。 - 豊井町（550番地～743番地を除く）。 - 石上町（1090番地～1395番地を除く）。 - 豊田町（1200番地～1240番地を除く）。 - 二階堂上ノ庄町のうち (1) 「近鉄天理線」より南。 (2) 「近鉄天理線」より北のうち「国道24号線」より西。 - 中町のうち (1) 「近鉄天理線」より南。 (2) 「近鉄天理線」より北のうち「国道24号線」より西で「市道55号線」より南。 - 岩室町のうち「国道25号線」より北。 - 三昧田町、永原町のうち「JR桜井線」より東。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	天理市	9. 嘉幡町のうち (1) 「大和川」より北で「国道24号線」より西で「布留川北流」より南。 (2) 「布留川北流」より北。 10. 櫛本町のうち「国道169号線」より東。 11. 檜町飛地。
	生駒市	次の区域を除く。 1. 小倉寺町、大門町、藤尾町、鬼取町、西畑町、ひかりが丘一丁目～三丁目。 2. 高山町のうち (1) 「県道枚方大和郡山線」より東のうち「県道生駒精華線」より北。 (2) 「県道枚方大和郡山線」より西のうち「国道163号線」より北。 3. 北田原町のうち「国道163号線」より北。 4. 南田原町のうち「阪奈道路」より南。
	香芝市	次の区域を除く。 1. 畑、畑一丁目～七丁目、藤山一丁目、本町、磯壁一丁目～七丁目、磯壁、良福寺、鎌田、逢坂一丁目～三丁目、北今市一丁目・二丁目、五位堂一丁目・二丁目・五丁目、下田西三丁目・四丁目、狐井。 2. 下田東一丁目のうち元 北今市。 3. 田尻、穴虫のうち「国道165号線」より南。 4. 上中のうち「ＪＲ和歌山線」より東で「西名阪自動車道」より南。 5. 逢坂四丁目～六丁目のうち「すがる川」より南。 6. 北今市三丁目・五丁目のうち「すがる川」より南。 7. 高のうち「ＪＲ和歌山線」より東。 8. 五位堂のうち「近鉄大阪線」より南。
	平群町	次の区域を除く。 1. 鳴川。 2. 「竜田川」より東のうち (1) 白石畑、平等寺、椿井、三里。 (2) 下垣内、吉新二丁目～四丁目のうち「近鉄生駒線」より東。
	斑鳩町	次の区域を除く。 1. 阿波。 2. 「竜田川」より東で「国道25号線」より北のうち (1) 「県道奈良大和郡山斑鳩線」より東。 (2) 「県道奈良大和郡山斑鳩線」より西のうち ① 法隆寺東一丁目、法隆寺北一丁目・二丁目、龍田北一丁目～六丁目、龍田一丁目～四丁目、法隆寺西二丁目。 ② 三井のうち「町道201号線」「町道205号線」「町道252号線」より南。 ③ 法隆寺のうち「町道157号線」より東で「町道252号線」より南。 以外の区域。
	安堵町	次の区域を除く。 1. 笠目のうち「富雄川」より東。 2. 西安塔のうち「県道天理斑鳩線」より北。 3. 窪田のうち「岡崎川」より南。 4. 岡崎のうち 「西名阪自動車道」より南のうち 「町道岡崎杉本線」より西で「岡崎川」より北以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	安堵町	5. 東安堵のうち 「県道天理斑鳩線」より北のうち 小山東、駿河、小林、黒味田、中島、中島ホウジ、ホウジ中島、ホウジ、 北五反田、都田以外の区域。
	田原本町	小阪、阪手、千代。
	上牧町	下牧、下牧一丁目～七丁目、片岡台一丁目～三丁目、桜ヶ丘一丁目～三丁目、 葛城台一丁目～五丁目、服部台一丁目～五丁目、滝川台一丁目・二丁目、友が 丘一丁目・二丁目、緑ヶ丘一丁目・二丁目、米山台一丁目～六丁目、中筋出 作、ゆりが丘一丁目、ささゆり台一丁目～三丁目、上牧。
	広陵町	次の区域を除く。 1. 「県道河合大和高田線」より東（平尾、三吉を除く）。 2. 平尾、三吉のうち「高田川」より東。
	河合町	川合、池部、長楽、池部一丁目～三丁目を除く。
	川西町	「大和川」より南のうち 1. 「寺川」より北。 2. 「寺川」より南のうち 「飛鳥川」より東で、「県道天理王寺線」「町道唐院25号線」「町道唐院24 号線」より北で、「町道唐院31号線」より西で、「町道梅戸33号線」より北 （保田を除く）。

府県名	市町村区名	内 容
和歌山県	和歌山市	次の区域を除く。 1. 西山東、東山東、西和佐、和佐、小倉、安原、四ヶ郷、田野、雑賀崎。 2. 宮前のうち 杭ノ瀬のうち「市道宮前杭ノ瀬三田線」「市道杭ノ瀬田尻線」より西。 3. 宮のうち「近畿自動車道」より東。 4. 直川のうち (1) 「県道粉河加太線」より北。 (2) 「六箇井土地改良区本線」より南。 (3) 「県道粉河加太線」より南で「六箇井土地改良区本線」より北のうち「市道直川12号線」より東。 5. 紀伊のうち (1) 西田井のうち「国道24号線」より南で「市道紀伊44号線」より東で「県道小豆島岩出線」「七瀬川」より北。 (2) 小豆島のうち「国道24号線」より北。 (3) 田屋のうち「国道24号線」より北で「市道直川田屋線」より南で「市道田屋小豆島線」より東。 以外の区域。 6. 川永のうち (1) 島。 (2) 楠本のうち西嶋、小用田。 (3) 川辺のうち「国道24号線」より西で「市道川永45号線」より北。 以外の区域。 7. 西脇のうち 磯ノ浦のうち「県道粉河加太線」より南。 8. 加太のうち (1) 深山のうち黒谷。 (2) 加太のうち 炭谷のうち「県道粉河加太線」より北。 以外の区域。 9. 山口のうち (1) 山口西。 (2) 里のうち「国道24号線」より西で「市道山口29号線」より南。 (3) 藤田のうち「市道山口62号線」より南。 以外の区域。 10. 岡崎のうち 神前のうち「和歌山電鐵貴志川線」より西 以外の区域。 11. 三田のうち 三葛、田尻 以外の区域。
	海南市	1. 井田、日方、名高、築地、船尾、黒江、馬場町一丁目～三丁目、山崎町一丁目～三丁目、南赤坂、北赤坂、小野田。 2. 岡田のうち「JR紀勢本線」より西。 3. 藤白、鳥居のうち「近畿自動車道」より北。 4. 大野中のうち (1) 「県道海南九度山線」より北。 (2) 「県道海南九度山線」より南のうち「近畿自動車道」より北。 5. 幡川のうち「県道海南九度山線」より北。 6. 重根のうち「県道海南九度山線」より北で「市道小野田27号線」より西。

府県名	市町村区名	内 容
和歌山県	岩出市	次の区域を除く。 1. 境谷、押川、船戸、山崎、堀口、北大池、南大池、東坂本、今畑。 2. 吉田、中黒、中島、畑毛、西野のうち「国道24号線」より南。 3. 備前のうち (1) 「市道根来川堤防2号線」より東で「市道備前1号線」より南。 (2) 「市道根来川堤防2号線」より西で「国道24号線」より南。 4. 森のうち「根来川」より西のうち 「市道今中野上野線」「市道堀口森1号線」より南で「市道根来荊本線」より東以外の区域。 5. 宮のうち「県道和歌山打田線」「県道小豆島岩出線」より南。 6. 高瀬のうち (1) 「県道泉佐野岩出線」より西。 (2) 「県道泉佐野岩出線」より東で「市道高瀬団地1号線」より南。 7. 清水、大町のうち「県道和歌山打田線」より南。 8. 高塚のうち「県道和歌山打田線」「J R和歌山線」より南。 9. 溝川、岡田のうち (1) 「国道24号線」より北。 (2) 「J R和歌山線」より南。 10. 桜台のうち「市道桜台1号線」より東で「市道桜台34号線」より南以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
滋 賀 県	大津市	1. 藤尾奥町のうち (1) 10. 11. 26. 27. 28. 29. 30街区。 (2) 12街区のうち「水路（大津市管理の普通河川等）」より西。 2. 横木二丁目24. 26. 27. 28. 29. 30街区。
	近江八幡市	1. 鷹飼町南一丁目・三丁目、西本郷町西、西本郷町、安土町西老蘇、安土町東老蘇、上田町、鷹飼町、長光寺町。 2. 長福寺町のうち「県道近江八幡竜王線」より東で「市道長福寺長光寺線」より北。 3. 西宿町のうち「国道8号線」「市道西宿武佐線」より南。
	草津市	次の区域を除く。 1. 芦浦町、長束町、片岡町、下寺町、志那中町、志那町、新堂町、集町、北大萱町、山田町、南山田町、御倉町。 2. 下物町のうち烏丸以外の区域。 3. 下笠町のうち「伊佐々川」より南で「県道大津守山近江八幡線」より東以外の区域。 4. 橋岡町のうち「県道草津守山線」より西で「市道橋岡西21号線」「市道橋岡西6号線」より北。 5. 北山田町のうち「市道下物下笠山田線」より西および南。
	守山市	1. 梅田町、勝部一丁目・三丁目～六丁目、勝部町、伊勢町、今市町、中町、川田町、守山一丁目～四丁目・六丁目、吉身一丁目～七丁目、今宿一丁目～四丁目、今浜町、岡町、吉身町、立入町、下之郷一丁目～三丁目、古高町、今宿町、二町町、大門町、浮気町、大林町、金森町、三宅町、阿村町、千代町、石田町、水保町、荒見町、欲賀町、播磨田町、横江町、焰魔堂町、赤野井町。 2. 勝部二丁目のうち「市道本町勝部線」「市道勝部14号線」より東。 3. 小島町のうち (1) 「県道守山中主線」「市道阿比留11号線」より西。 (2) 北苗田、苗田、勘蔵、橋本、中島。 (3) 四反田、阿比留前、久保のうち「県道守山中主線」より東。 (4) 上宮部のうち「県道守山中主線」「市道阿比留11号線」より東。 (5) 飛地。 4. 守山町のうち「目田川」より南。 5. 守山五丁目のうち (1) 「市道古高川口線」より東。 (2) 「市道古高川口線」より西のうち「目田川」より南。 6. 木浜町のうち 中島のうち「県道近江八幡大津線」より東で「市道木浜埋立道路1号線」より西および北。 7. 森川原町のうち「県道大津守山近江八幡線」より東。
	栗東市	1. 美之郷、中沢一丁目～三丁目、小柿一丁目～十丁目、野尻、蜂屋、縄一丁目～十丁目、霊仙寺一丁目・二丁目・四丁目・五丁目、荻原、小平井一丁目～四丁目、笠川、川辺、出庭、六地藏、下戸山、上鈎。 2. 御園のうち (1) 松倉、大平田、柳原。 (2) 向出1番地～835番地。 (3) 赤曾根のうち「県道栗東信楽線」より西。 3. 上砥山のうち「金勝川」より南。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	栗東市	4. 荒張のうち (1) 西ヶ谷、峠口、正林谷、西嫁畑、峠。 (2) 雨丸1番地～915番地。 (3) 松ヶ下1番地～946番地。 (4) 十九道山のうち「道々林道」より東。 (5) 道々のうち「市道荒張峠口南線」「道々林道」より東。 5. 岡、目川のうち「金勝川」より西。 6. 下鉤のうち (1) 「県道栗東志那中線」より北。 (2) 「県道栗東志那中線」より南で「JR東海道新幹線」より西。 7. 霊仙寺三丁目のうち「市道霊仙寺小平井2区線」より西。 8. 霊仙寺六丁目のうち「市道霊仙寺称名寺線」より北で「市道霊仙寺正楽寺線」より西および北。 9. 十里のうち (1) 北井ノ尻、南井ノ尻、鯉ヶ池、中瓜生、南瓜生、上樋ノ口、西カヤ、横田、南ノ口、海道田、三反田、一本手、川原田。 (2) 元 北井ノ尻、南井ノ尻、鯉ヶ池、スゲ田、中瓜生、南瓜生、上樋ノ口、西カヤ。 10. 北中小路のうち「市道北中小路1号幹線」より東。 11. 大橋二丁目のうち「中ノ井川」より西および北。 12. 坊袋のうち「JR東海道新幹線」より東のうち「国道1号線」より南。
	甲賀市	1. 水口町下山のうち (1) 「思川」より北。 (2) 引坊、久巳んす塚。 (3) 市場のうち「県道泉日野線」より西で「市道下山市場幹線」より南。 2. 水口町泉のうち (1) 西山、西ノ野、廻り田。 (2) 才子、揚木、三十六、山之神のうち「国道1号線」より北。
	野洲市	1. 竹生、市三宅、富波乙、小篠原、辻町、竹ヶ丘、北野一丁目、久野部、富波甲、行畑一丁目・二丁目、野洲、行畑、大畑、三上。 2. 大篠原のうち (1) 込田、山田。 (2) 天徳のうち「市道大篠原天徳線」より西および北で「市道1号線」より北。 3. 上屋のうち (1) 見星寺、井田、与六郎。 (2) 上柴原のうち「JR東海道新幹線」より西。 (3) 里之内のうち「市道小堤永原線」より南で「JR東海道本線」より西。 4. 妙光寺のうち (1) 大行司、塚越、上六反田、上山田。 (2) 下山田のうち「市道東林寺妙光寺線」より東。 5. 永原のうち (1) 「県道大津能登川長浜線」より西で「市道上屋西河原線」より南。 (2) 上町のうち ① 「市道小堤永原線」より南で「市道久野部小南線」より東。 ② 「市道久野部小南線」より西で「市道上町1号線」より南で「県道大津能登川長浜線」より東。

府県名	市町村区名	内 容
滋 賀 県	湖南市	1. 石部が丘一丁目、石部口三丁目・四丁目、石部緑台二丁目、石部西三丁目、宝来坂一丁目～三丁目、岡出一丁目・二丁目、石部中央三丁目。 2. 丸山三丁目のうち「立石川」より南。 3. 西寺五丁目のうち元 西寺北浦。 4. 西寺六丁目のうち元 西寺ケシ本。 5. 西寺のうちケシ本。 6. 日枝町、若竹町、西峰町、高松町、水戸町、梅影町、小砂町、大池町、岩根中央一丁目～三丁目、平松北一丁目～三丁目、日枝山手台一丁目、中央三丁目。 7. 岩根のうち「大谷川」より東で「思川」より北。 8. 下田のうち (1) 「国道477号線」より南で「県道彦根八日市甲西線」より東。 (2) 一ノ瀬2985～2990。 9. 柑子袋のうち (1) 河原。 (2) 高樋のうち「ＪＲ草津線」より北。 (3) 中ノ町のうち ① 「国道１号線」より北。 ② 「国道１号線」より南で「市道高樋線」より西。 10. 平松のうち (1) 八公田。 (2) 堂ノ前のうち「ＪＲ草津線」より北。 11. 針のうち (1) 溝田。 (2) 雁地のうち「ＪＲ草津線」より北。 12. 朝国のうち (1) 梅ヶ谷、二反田、シャコ谷、山田、南山、平山、山ノ鼻、新九郎谷、東出、山ノ下。 (2) 堂山、北山、大沢のうち「市道加茂線」より東。
	東近江市	1. 八日市緑町、御園町、岡田町、寺町、蛇溝町。 2. 東沖野四丁目のうち「市道東沖野尻無線」より東。 3. 妙法寺町のうち沖野。 4. 林田町のうち (1) 松ノ木。 (2) 南地のうち「国道421号線」より北で「市道立石林田線」より東。 (3) 北地のうち「市道立石林田線」より東。 (4) 野田のうち「市道林田４号線」より西。 5. 五智町のうち - 奥野のうち「県道八日市蒲生線」より西。 6. 中小路町のうち相生、前鏡。 7. 川合町のうち (1) 扇山。 (2) 平子のうち「名神高速道路」より南で「近江鉄道本線」より東。 8. 川南町、林町、平柳町、山路町、鉢光寺町、伊庭町、佐生町、湯屋町、鯉江町、小川町、猪子町、佐野町、神郷町、長勝寺町。 9. 今町のうち「県道大津能登川長浜線」より西で「大同川」より北。 10. 五個荘日吉町、五個荘七里町のうち「瓜生川」より西。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	日野町	北脇。
	竜王町	1. 岡屋、鏡、西川、山面。 2. 山之上のうち杉谷、菖浦谷、上三反長、除ヶ谷、武士ヶ谷、長谷。 3. 薬師のうち「国道477号線」より西。
	彦根市	次の区域を除く。 1. 「犬上川」より南のうち (1) 八坂町、清崎町、賀田山町、楡町、川瀬馬場町、南川瀬町、高宮町、開出今町以外の区域。 (2) 清崎町のうち「市道賀田山日夏線」より東で「市道清崎南川瀬線」より南以外の区域。 (3) 賀田山町のうち「市道賀田山日夏線」より東で「県道賀田山安食西線」より北以外の区域。 (4) 楡町のうち「ＪＲ東海道本線」より東。 2. 「犬上川」より北のうち (1) 男鬼町、武奈町、中山町、善谷町、莊厳寺町、仏生寺町、笹尾町、甲田町、下矢倉町、鳥居本町、宮田町、佐和山町、小野町、原町、幸町。 (2) 松原町のうち ① 「ＪＲ東海道本線」より東。 ② 「矢倉川」より北で「県道大津能登川長浜線」より東。 ③ 「矢倉川」より南で「県道大津能登川長浜線」より西。 (3) 地蔵町のうち ① 水上、三ノ坪、丁ヶ原、丸田。 ② 千原、佃のうち「市道西沼波地蔵線」より北。 ③ 「市道西沼波地蔵線」「市道東沼波原線」「市道地蔵町上コ町前田線」より南で「市道西沼波野田山線」より北。 以外の区域。 (4) 大堀町のうち「ＪＲ東海道新幹線」より西。
	長浜市	次の区域を除く。 1. 永久寺町、寺田町、高橋町、大東町、今川町、七条町、南小足町、榎木町、川崎町、口分田町、保田町、今町、国友町、泉町、新庄馬場町、小沢町、下之郷町、森町、春近町、石田町、堀部町、保多町、垣籠町、東上坂町、西上坂町、千草町、八条町、本庄町、常喜町、鳥羽上町、名越町、布勢町、小一条町、加田町、加田今町。 2. 田村町のうち (1) 「ＪＲ北陸本線」より東。 (2) 「ＪＲ北陸本線」より西のうち「南川幹線排水路」より南および「県道大津能登川長浜線」より西。 3. 池奥町、今莊町、飯山町、内保町、瓜生町、上野町、太田町、大依町、岡谷町、大路町、小野寺町、鍛冶屋町、木尾町、北池町、北ノ郷町、北野町、草野町、黒部町、郷野町、小室町、佐野町、須賀谷町、相撲庭町、尊勝寺町、尊野町、醍醐町、大門町、高畑町、高山町、田川町、谷口町、寺師町、当日町、徳山町、南郷町、西主計町、西野町、西村町、乗倉町、野瀬町、野田町、野村町、東主計町、東野町、平塚町、法楽寺町、三田町、南池町、八島町、山之前町、湯次町、力丸町、龍安寺町。 4. 安養寺町、稲葉町、大浜町、落合町、上八木町、香花寺町、小観音寺町、下八木町、十九町、曾根町、富田町、難波町、錦織町、新居町、野寺町、早崎町、益田町、南浜町、八木浜町、弓削町。

府県名	市町村区名	内 容
滋 賀 県	長浜市	5. 新旭町、大井町、柿ノ木、唐国町、桜町、五村、酢、田町、大寺町、月ヶ瀬町、中野町、長田町、西大井町、三川町、宮部町。 6. 湖北町青名、湖北町石川、湖北町伊部、湖北今町、湖北町今西、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町小倉、湖北町尾上、湖北町賀、小谷上山田町、湖北町河毛、小谷郡上町、湖北町小今、湖北町五坪、湖北町沢、下山田、湖北町大安寺、大光寺町、湖北高田町、湖北町田中、湖北町津里、湖北町留目、湖北町猫口、湖北町速水、湖北東尾上町、湖北町二俣、湖北町別所、湖北町南速水、小谷美濃山町、湖北町馬渡、湖北町山本、湖北町山脇、湖北町八日市、小谷丁野町。 7. 高月町雨森、高月町磯野、高月町井口、高月町宇根、高月町落川、高月町尾山、高月町柏原、高月町片山、高月町唐川、高月町熊野、高月町重則、高月町高月、高月町高野、高月町渡岸寺、高月町西阿閉、高月町西野、高月町西物部、高月町西柳野、高月町東阿閉、高月町東高田、高月町東物部、高月町東柳野、高月町布施、高月町保延寺、高月町洞戸、高月町馬上、高月町松尾、高月町持寺、高月町森本、高月町柳野中、高月町横山。 8. 木之本町赤尾、木之本町石道、木之本町大音、木之本町大見、木之本町音羽、木之本町金居原、木之本町川合、木之本町北布施、木之本町木之本、木之本町黒田、木之本町小山、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町千田、木之本町田居、木之本町田部、木之本町西山、木之本町飯浦、木之本町廣瀬、木之本町古橋、木之本町山梨子。 9. 余呉町池原、余呉町今市、余呉町小谷、余呉町奥川並、余呉町小原、余呉町尾羽梨、余呉町上丹生、余呉町川並、余呉町国安、余呉町坂口、余呉町下丹生、余呉町下余呉、余呉町新堂、余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町田戸、余呉町椿坂、余呉町中河内、余呉町中之郷、余呉町針川、余呉町東野、余呉町文室、余呉町八戸、余呉町柳ヶ瀬、余呉町鷺見。 10. 西浅井町大浦、西浅井町小山、西浅井町沓掛、西浅井町黒山、西浅井町塩津中、西浅井町塩津浜、西浅井町集福寺、西浅井町庄、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町中、西浅井町野坂、西浅井町八田部、西浅井町祝山、西浅井町岩熊、西浅井町山門、西浅井町山田、西浅井町余、西浅井町横波。
	米原市	宇賀野、飯、箕浦、大清水、梅ヶ原、磯、高溝、顔戸。
	愛荘町	1. 愛知川。 2. 東円堂のうち「県道小田苅愛知川線」より西。
	甲良町	在士、尼子、小川原。
	多賀町	1. 多賀、中川原。 2. 久徳のうち「芹川」より南。 3. 土田のうち「名神高速道路」より西で「近江鉄道多賀線」より北。 4. 四手のうち「四手川」「南四手川」より西で「町道富之尾四手線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
岡山県	備前市	東片上。

添 付 書 類

1. 一般ガス供給約款と最終保障供給約款の比較表
2. 料金の算出の根拠に関する書類
 - ・ 最終保障供給料金説明書
3. ガスの使用者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書
 - ・ 工事負担金説明書

1. 一般ガス供給約款と最終保障供給約款の比較表

現行一般ガス供給約款

最終保障供給約款

一般ガス供給約款

2020年5月11日実施

大阪瓦斯株式会社

最終保障供給約款

2021年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

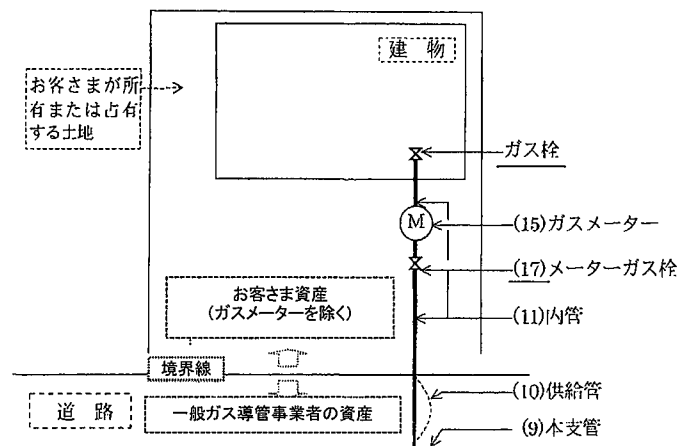
現行一般ガス供給約款	最終保障供給約款
Ⅰ. 供給約款の適用 1. 適用 (1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。）のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、当社が別に定める約款等に基づきガスを供給する場合を除き、この一般ガス供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。 (3) この供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。 2. 供給約款の認可及び変更 (1) この供給約款は、ガス事業法の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて設定し、その後同法の規定に基づき変更をしたものです。 (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けてこの供給約款を変更することがあります。又は、同法の規定に基づき、この供給約款を変更して、経済産業大臣に届け出ることがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の一般ガス供給約款によります。 3. 用語の定義 この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。 —熱量— (1) 「熱量」…(略) (2) 「標準熱量」…(略) (3) 「最低熱量」…(略) —圧力— (4) 「圧力」…(略) (5) 「最高圧力」…(略) (6) 「最低圧力」…(略) —ガス工作物— (7) 「ガス工作物」…ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(17)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。 —供給施設— (8) 「供給施設」…(略) —導管— (9) 「本支管」…(略) (10) 「供給管」…(略) (11) 「内管」…(略)	Ⅰ. 最終保障供給約款の適用 1. 適用 (1) 当社がガス事業法第2条第5項に規定される最終保障供給（以下「最終保障供給」といいます。）を行う場合のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この最終保障供給約款（以下「この最終保障約款」といいます。）によります。なお、最終保障供給とは、いずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しないお客さま等に対し、この最終保障約款に基づき当社がガスを小売供給することをいいます。 (2) この最終保障約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。 (3) この最終保障約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの最終保障約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。 2. 最終保障約款の届出及び変更 (1) この最終保障約款は、ガス事業法の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、民法第548条の4の規定により、この最終保障約款を変更することがあります。その場合、ガス事業法の規定に基づき経済産業大臣に届出を行います。料金その他の供給条件は、変更後の最終保障供給約款によります。 (3) 当社は、この最終保障約款を変更する場合は、当社ホームページ等により、この最終保障約款を変更する旨、変更後の最終保障供給約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。 3. 用語の定義 この最終保障約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。 —熱量— (1) 「熱量」…(略) (2) 「標準熱量」…(略) (3) 「最低熱量」…(略) —圧力— (4) 「圧力」…(略) (5) 「最高圧力」…(略) (6) 「最低圧力」…(略) —ガス工作物— (7) 「ガス工作物」…ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。 —供給施設— (8) 「供給施設」…(略) —導管— (9) 「本支管」…(略) (10) 「供給管」…(略) (11) 「内管」…(略)

最終保障供給
(参考例)の反映

民法 548 条の 4
の反映

最終保障供給
(参考例)の反映

現行一般ガス供給約款



(12) 「ガス遮断装置」…(略)

—導管以外の供給施設—

(13) 「整圧器」…(略)

(14) 「昇圧供給装置」…(略)

(15) 「ガスメーター」…(略)

(16) 「マイコンメーター」…(略)

(17) 「メーターガス栓」…(略)

—ガス機器—

(18) 「ガス機器」…(略)

—その他の定義—

(19) 「ガス工事」…(略)

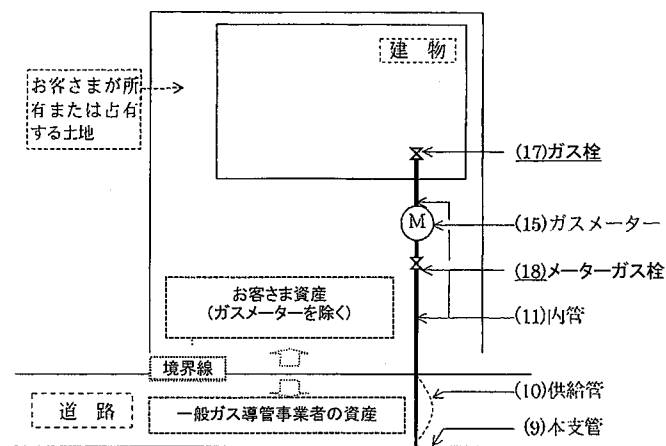
(20) 「検針」…(略)

(21) 「消費税等相当額」…(略)

(22) 「消費税率」…(略)

(23) 「スイッチング」…同一の需要場所かつ同一のお客さまに対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

最終保障供給約款



(12) 「ガス遮断装置」…(略)

—導管以外の供給施設—

(13) 「整圧器」…(略)

(14) 「昇圧供給装置」…(略)

(15) 「ガスメーター」…(略)

(16) 「マイコンメーター」…(略)

(17) 「ガス栓」…お客さま敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給開始、供給停止時に操作する栓をいいます。

(18) 「メーターガス栓」…(略)

—ガス機器—

(19) 「ガス機器」…(略)

—その他の定義—

(20) 「ガスメーターの能力」…当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立法メートル毎時の数値で表したものをいいます。

(21) 「ガス工事」…(略)

(22) 「検針」…(略)

(23) 「消費税等相当額」…(略)

(24) 「消費税率」…(略)

(25) 「ガス小売供給に係る無契約状態」…お客さまが5 (I) のガス使用の申し込みを当社に言う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

当社の小売託送供給約款を反映

当社の小売託送供給約款を反映

最終保障供給(参考例)の反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款
4. 日数の取り扱い この供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。 Ⅱ. 使用の申し込み及び契約 5. 使用の申し込み (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（12 (1) ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。 (2) (略) (3) (略) (4) 申し込みの受付場所は、当社のエネルギーソリューション事業部の営業所又は当社の指定店といたします。 (5) (略) ーガスメーターの決定ー (6) 当社は、(1) の申し込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わします。）を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限りします。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。 (7) (略) (8) (略) 6. 契約の成立及び変更 (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。 (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1) にかかわらず契約書作成時に成立いたします。 7. 承諾の義務 (1) 当社は、5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2) 又は (3) に規定する場合を除き、承諾いたします。 (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。	4. 日数の取り扱い この最終保障約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。 Ⅱ. 使用の申し込み及び契約 5. 使用の申し込み (1) 最終保障供給を希望する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの最終保障約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（13 (1) ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。 (2) (略) (3) (略) (4) 申し込みの受付場所は、当社の電話等といたします。 (5) (略) ーガスメーターの決定ー (6) 当社は、(1) の申し込み（ただし、ガス小売事業者からの切り替えによりガスを使用するための申し込みを除く。）に応じて、ガスメーターの能力を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限りします。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。 (7) (略) (8) (略) 6. 契約の成立及び変更 (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。 (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1) にかかわらず契約書締結時に成立いたします。 7. 承諾の義務 (1) 当社は、5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2) の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、(3) から (5) に規定する場合を除きます。 (2) お客さまの資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定める契約条件によるものとします。 (3) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

最終保障供給
(参考例)の反映

最終保障供給
(参考例)の反映

当社の小売託送供給
約款を反映

最終保障供給
(参考例)の反映

現行一般ガス供給約款	最終保障供給約款	
① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合 ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合 ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合 ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合 ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合	① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合 ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合 ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合 ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合 ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）	最終保障供給 (参考例)の反映
(3) (略)	(4) (略)	
(4) 当社は、(2)又は(3)によりガス使用又はガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。	(5) 当社は、申込者に対し26の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。 (6) 当社は、(2)から(5)によりガス使用又はガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。	最終保障供給 (参考例)の反映
	8. ガスの使用開始日 当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりいたします。なお、3(25)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。 ① ガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する17(1)の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。 ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び36の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。	最終保障供給 (参考例)の反映
8. 名義の変更 (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。 (2) (略)	9. 名義の変更 (1) 最終保障供給を受けようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。 (2) (略)	
9. ガス使用契約の解約 (1) スイッチング以外の事由によりガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を当社のエネルギーソリューション事業部の営業所又は当社の指定店に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。 ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。	10. ガス使用契約の解約 (1) 引越し（転出）等の理由による解約 ① お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。 ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。 ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の開栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをい	最終保障供給 (参考例)の反映

現行一般ガス供給約款	最終保障供給約款
(2) <u>スイッチングによりガスの使用を廃止しようとするお客さまは、スイッチング後のガス小売事業者を介して当社にその旨の通知をするものいたします。この場合、原則として、当社がその通知を受領した直後の定例検針日をもって解約の期日といたします。</u> (3) <u>お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することを行います。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものいたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものいたします。</u> (4) (略) (5) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さま又はガスの供給を停止されていなくても35の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、<u>文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。</u> 10. 契約消滅後の関係 (1) (略) (2) (略) Ⅲ. 工事及び検査 11. 工事の設計見積もり等 (1) 当社は、5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。 (2) 当社は、5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、本支管又は整圧器を新たに設置する工事（以下「延長工事」といいます。）、又は本支管を入れ替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」といいます。）を必要とする場合において、<u>13 (12) から (20) までの規定によりお客さまから工事負担金をいただくときには、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、お客さまに工事負担金の明細をお知らせいたします。</u> 12. 工事の実施 —ガス工事の施工者等— (1) (略)	<u>います。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものいたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものいたします。</u> (2) <u>ガス小売事業者への契約切替えによる解約</u> お客さまがガス使用契約を解約し、新たにガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、<u>新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日とします。</u> (3) (略) (4) 当社は、35の規定によってガスの供給を停止されたお客さま又はガスの供給を停止されていなくても35の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、<u>ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</u> 11. 契約消滅後の関係 (1) (略) (2) (略) Ⅲ. 工事及び検査 12. 工事の設計見積もり等 (1) 当社は、5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。 (2) 当社は、5 (1) のガス使用又はガス工事の申し込みに伴い、本支管又は整圧器を新たに設置する工事（以下「延長工事」といいます。）、又は本支管を入れ替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」といいます。）を必要とする場合において、<u>14 (12) から (20) までの規定によりお客さまから工事負担金をいただくときには、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、お客さまに工事負担金の明細をお知らせいたします。</u> (3) <u>(1) 及び (2) のガス工事の設計及び見積もりなどに際して、試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、お客さまに負担していただく場合があります。</u> 13. 工事の実施 —ガス工事の施工者等— (1) (略)

最終保障供給
(参考例)の反映

当社の小売託送供給
約款を反映

現行一般ガス供給約款	最終保障供給約款
(2) (略) (3) (略) —気密試験等— (4) (略) (5) (略) (6) (略) —ガスメーターの設置— (7) (略) (8) (略) —供給施設等の設置承諾— (9) (略) (10) (略) (11) (略) 13. 工事に伴う費用の負担 —供給施設の所有区分と工事費— (1) (略) (2) (略) (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。 ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示いたします。 なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社のエナジーソリューション事業部の営業所に掲示しています。 イ 材料費 (略) ロ 労務費 (略) ハ 運搬費 (略) ニ 設計監督費 (略) ホ 諸経費 (略)	(2) (略) (3) (略) —気密試験等— (4) (略) (5) (略) (6) (略) —ガスメーターの設置— (7) (略) (8) (略) (9) 当社は、ガス灯（光源としてガスを使用する照明機器）にてガスを消費される場合は、ガス灯1基を1需要場所とし、(7)にかかわらずガス灯のガス使用量を算定するためのガスメーターを設置いたしません。 —供給施設等の設置承諾— (10) (略) (11) 当社が、お客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまは私道所有者等からの承諾を得ていただきます。 (12) (略) (13) (略) 14. 工事に伴う費用の負担 —供給施設の所有区分と工事費— (1) (略) (2) (略) (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。 ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示いたします。 なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事務所等に掲示しています。 イ 材料費 (略) ロ 労務費 (略) ハ 運搬費 (略) ニ 設計監督費 (略) ホ 諸経費 (略)

当社の小売託送供給
約款を反映

当社の小売託送供給
約款を反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款	
② (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) ガスメーターは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。 ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。 (11) (略) —工事負担金— (12) 本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。 ① (略) ② (略) ③ (略) —複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定— (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) —宅地分譲地の場合の工事負担金算定— (20) (略) —工事材料の提供と工事費算定— (21) (略) —修繕費の負担— (22) (略) —工事の変更、解約の場合の損害賠償等— (23) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス使用契約又はガス工事契約が変更又は解約される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。 ただし、工事を実施していない部分につき、14 (7) にかかげる工事費等を精算すべき事情が	② (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) ガスメーター等は、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、お客さまにご負担していただきます。 ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。 (11) (略) —工事負担金— (12) 本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担していただきます。<u>なお、当社が設置した本支管及び整圧器（(6)の整圧器を除きます。）は、当社が他のお客さまへのガス供給のためにも使用いたします。</u> ① (略) ② (略) ③ (略) —複数のお客さまから申し込みがあった場合の工事負担金の算定— (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) —宅地分譲地の場合の工事負担金算定— (20) (略) —工事負担金契約— (21) <u>お客さまと当社は、工事負担金に関する必要な事項について必要に応じて工事負担金契約を工事着手前に作成いたします。この場合、契約は契約書締結時に成立します。</u> —工事材料の提供と工事費算定— (22) (略) —修繕費の負担— (23) (略) —工事の変更、解約の場合の損害賠償等— (24) 工事着手（設計業者、工事業者との折衝等の工事準備行為を含みます。以下において同じ。）後、<u>当社の責に帰さない事由によって、ガス使用契約又はガス工事契約が変更又は解約される場合は、当社がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。</u>	当社の小売託送供給 約款を反映 当社の小売託送供給 約款を反映 当社の小売託送供給 約款を反映 当社の小売託送供給 約款を反映

現行一般ガス供給約款	最終保障供給約款
存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、<u>協議によること</u>といたします。 (24) (23)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。 ① <u>すでに実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含むもの</u>といたします。） ② <u>すでに工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含むもの</u>といたします。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものといたします。） ③ 原状回復に要した費用 ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害	ただし、工事を実施していない部分につき、15 (7)にかかげる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、<u>お客さまと協議のうえ、当社は賠償額の一部又は全部を免除することがあります。</u> (25) (24)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。 ① <u>すでに工事等を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含むもの</u>といたします。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含むものといたします。） ② 原状回復に要した費用 ③ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害 (26) <u>お客さまの都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それにより発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。</u> <u>－不可抗力による損害－</u> (27) <u>当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、お客さま又は当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況をお客さまに通知します。</u> ① 内管及びガス栓 ② ガス遮断装置 ③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの） ④ 昇圧供給装置 (28) <u>前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額はお客さまが負担することとします。</u> (29) <u>火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とします。</u> <u>－担保責任－</u> (30) <u>当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客さまは相当の期間を定めて当社に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。</u> ① 内管及びガス栓 ② ガス遮断装置 ③ 整圧器（工事申込者の申し込みによりその工事申込者又は需要家等のために設置されるもの） ④ 昇圧供給装置 (31) (30)の担保責任の期間は、民法の規定に従うものとします。
14. 工事費等の申し受け及び精算 (1) (略)	15. 工事費等の申し受け及び精算 (1) (略)

当社の小売託送供給約款を反映

当社の小売託送供給約款を反映

当社の小売託送供給約款を反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款
(2) (略) (3) (略) (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、<u>債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。</u> (5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、<u>債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、お客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に申し受けることができます。</u> (6) (略) (7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。 ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき。 ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき。 ③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものいたします。）又は労務費に著しい変動のあったとき。 ④ その他工事費（消費税等相当額を含むものいたします。）に著しい差異が生じたとき。 —工事費等及び修繕費の債権の譲渡— (8) (略) (9) (略) (10) (略) 15. 供給施設等の検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) IV. 検針及び使用量の算定 16. 検 針 —検針の手順— (1) (略) (2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。 ① <u>新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みににより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、④の場合及びスイッチングによる場合を除きます。）</u> ② 9 (1)、(3)又は(4)の規定により解約を行った日 ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日 ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日 ⑤ ガスメーターを取り替えた日	(2) (略) (3) (略) (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいいます。）については、<u>当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。</u> (5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事等、<u>当社が認める場合には、工事費等の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。</u> (6) (略) (7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することといたします。 ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき。 ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき。 ③ 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を含むものいたします。）又は労務費に著しい変動のあったとき。 ④ その他工事費等（消費税等相当額を含むものいたします。）に著しい差異が生じたとき。 —工事費等及び修繕費の債権の譲渡— (8) (略) (9) (略) (10) (略) 16. 供給施設等の検査 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) IV. 検針及び使用量の算定 17. 検 針 —検針の手順— (1) (略) (2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。 ① <u>8②に規定するガスの使用開始日</u> ② 10 (1)、(3)の規定により解約を行った日 ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日 ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日 ⑤ ガスメーターを取り替えた日

当社の小売託送供給
約款を反映

最終保障供給
(参考例)の反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款	
一検針の省略一 (3) 当社は、お客さまが新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が5日 (21 (3) に規定する休日を除きます。) 以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) 17. 計量の単位 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 18. 使用量の算定 (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。 なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。 (2) (I) の「検針日」とは、次の日をいいます (3)、(7) 及び21 (I) において同じ)。 ① 16 (I) 及び (2) ①から④までの日であって、検針を行った日 ② (略) ③ (略) (3) (I) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。 ① (略) ② 新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間 ③ (略) 一お客さまが不在の場合の使用量算定等一 (4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) の使用量は、次の算式により算定いたします。 $V_2 = M_2 - M_1 - V_1$ (備 考) V_1 = 推定料金算定期間の使用量 V_2 = 翌料金算定期間の使用量 M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値	⑥ 8 ①ただし書に規定する日 (お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日) の前日 ⑦ その他当社が必要と認めた日 一検針の省略一 (3) 当社は、お客さまが8なお書、8 ①ただし書及び8 ②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が5日 (22 (3) に規定する休日を除きます。) 以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) 18. 計量の単位 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 19. 使用量の算定 (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。 なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。また、8なお書及び8 ①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。 (2) (I) の「検針日」とは、次の日をいいます (3)、(7) 及び22 (I) において同じ)。 ① 17 (I) 及び (2) (ただし、⑤を除きます。) であって、検針を行った日 ② (略) ③ (略) (3) (I) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。 ① (略) ② 8 ②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間 ③ (略) 一お客さまが不在の場合の使用量算定等一 (4) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) の使用量は、原則として次の算式により算定いたします。 $V_2 = M_2 - M_1 - V_1$ (備 考) V_1 = 推定料金算定期間の使用量 (推定料金算定期間が連続した場合はその期間のガス量の合計) V_2 = 翌料金算定期間の使用量	最終保障供給 (参考例)の反映 最終保障供給 (参考例)の反映 当社の小売託送供給 約款を反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款
M_2＝翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値 (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、<u>翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。</u> ① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ (小数点第1位以下の端数は切り上げます。) ② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$ (備 考) V_1＝推定料金算定期間の使用量 V_2＝翌料金算定期間の使用量 M_1＝推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値 M_2＝翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値 (6) (略) (7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。 －災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等－ (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) 19. 使用量のお知らせ (略) V. 料 金 等 20. 料金の適用開始 料金は、<u>新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。</u> 21. 支 払 期 限 (1) (略)	M_1＝推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値 (<u>推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値</u>) M_2＝翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値 (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、<u>推定料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、翌料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。ただし、翌料金算定期間が23(3)①に該当する場合、次の算式によらず、推定料金算定期間と翌料金算定期間の各期間の日数に応じてガス量を算定します。なお、この場合の推定料金算定期間は30日として取り扱います。</u> ① $V_a = (M_2 - M_1) \div (n + 1)$ (小数点第1位以下の端数は切り下げます。) ② $V_2 = (M_2 - M_1) - (V_a \times n)$ (備 考) V_a＝推定料金算定期間の使用量 (<u>推定料金算定期間が連続した場合は、それぞれの推定料金算定期間のガス量</u>) V_2＝翌料金算定期間の使用量 M_1＝推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値 (<u>推定料金算定期間が連続した場合はその最初の推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値</u>) M_2＝翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値 n＝連続した推定料金算定期間の回数 (6) (略) (7) 当社は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、<u>原則として、0立方メートルといたします。</u> －災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等－ (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) 20. 使用量のお知らせ (略) V. 料 金 等 21. 料金の適用開始 料金は、<u>8のガスの使用開始日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。</u> 22. 支 払 期 限 (1) (略)

当社の小売託送供給
約款を反映

最終保障供給
(参考例)の反映

現行一般ガス供給約款	最終保障供給約款
(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 22. 料金の算定及び申し受け —料金の算定方法— (1) (略) —料金算定期間及び日割計算— (2) (略) (3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。 ① (略) ② <u>新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合</u> ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) (4) (略) (5) (略) —端数処理— (6) (略) —適用料金の事前のお知らせ— (7) (略) 23. 単位料金の調整 (1) (略) (2) (i)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり） 64,090円 ② 平均原料価格（トン当たり） 別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。<u>ただし、その金額が102,540円以上となった場合は、102,540円といたします。</u> (算式) (略) (備考) トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社のエネルギーソリューション事業部の営業所に掲示いたします。 ③ 原料価格変動額	(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 23. 料金の算定及び申し受け —料金の算定方法— (1) (略) —料金算定期間及び日割計算— (2) (略) (3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。 ① (略) ② <u>8なお書、8①ただし書及び8②の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合</u> ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) (4) (略) (5) (略) —端数処理— (6) (略) —適用料金の事前のお知らせ— (7) (略) 24. 単位料金の調整 (1) (略) (2) (i)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり） 64,090円 ② 平均原料価格（トン当たり） 別表第6の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (算式) (略) (備考) トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社のホームページ等に掲示いたします。 ③ 原料価格変動額

最終保障供給
(参考例)の反映

最終保障供給
(参考例)の反映

現行一般ガス供給約款	最終保障供給約款
(略)	(略)
24. 料金の精算等	25. 料金の精算等
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
25. 保証金等	26. 保証金等
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
26. 料金又は延滞利息の支払方法	27. 料金又は延滞利息の支払方法
料金又は延滞利息(30の規定による延滞利息をいいます。以下27、27の2、28、29において同じ。) は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかせる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。 ① 36(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息 ② 支払義務発生日において、過去に支払義務が発生した料金又は延滞利息がその支払期限日までにお支払いがない場合(当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)、又は口座振替若しくはクレジットカード払いが不能となっている場合の当該支払義務発生日にかかる料金又は延滞利息	料金又は延滞利息(30の規定による延滞利息をいいます。以下28、29において同じ。)は、<u>払込み等</u>により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかせる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。 ① 36(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息 ② 支払義務発生日において、過去に支払義務が発生した料金又は延滞利息がその支払期限日までにお支払いがない場合(当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。) の当該支払義務発生日にかかる料金又は延滞利息
27. 料金又は延滞利息の口座振替	
(1) <u>料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</u>	
(2) <u>お客さまは、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。</u>	
(3) <u>料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</u>	
(4) <u>料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、既にガスをお使いのお客さまは口座振替申し込み時点の支払方法であるクレジットカード払い又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。</u>	
27の2. 料金又は延滞利息のクレジットカード払い	
(1) <u>お客さまは、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。</u>	
(2) <u>お客さまは、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。</u>	
(3) <u>料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金又は延滞利息を、既にガスをお使いのお客さまはクレジットカード払い申し込み時点の支払方法である口座振替又は払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。</u>	
	③ <u>新たに最終保障供給を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。</u>

支払方法の反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款
28. 料金又は延滞利息の払込み (1) お客さまは、料金又は延滞利息を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。 ① <u>当社の料金払込窓口</u> <u>なお、払込時間は平日の9時から17時30分とします。</u> ② <u>当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）又は当社の指定店</u> <u>なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。</u> (2) (略) 29. 料金又は延滞利息の当社への支払日 (1) <u>当社は、お客さまが料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</u> (2) <u>当社は、お客さまが料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</u> (3) <u>当社は、お客さまが料金又は延滞利息を金融機関等又は当社の指定店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は当社の指定店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</u> 30. 延 滞 利 息 (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。 ① <u>料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合</u> ② <u>料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 31. 料金又は延滞利息の支払順序 料金又は延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。 32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法 (1) 工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外のお支払いについては、原則として払込みの方法で行っていただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。 ① 当社又は債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等 ② 当社の料金払込窓口又は当社の指定店	28. 料金又は延滞利息の払込み (1) お客さまは、料金又は延滞利息を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が作成した払込書により、次の場所でお支払いいただきます。 ・当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。） <u>なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。</u> (2) (略) 29. 料金又は延滞利息の当社への支払日 当社は、お客さまが料金又は延滞利息を金融機関等で払込み等の方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。 30. 延 滞 利 息 (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。 ・料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 31. 料金又は延滞利息の支払順序 料金又は延滞利息（この最終保障約款に基づかない当社とのガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。）は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。 32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法 (1) 工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外のお支払いについては、原則として払込みの方法で行っていただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。 ① 当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等 ② 当社の事業所等

前頁続き

最終保障供給
(参考例)の反映

当社の小売託送供給
約款を反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款
(2) (略)	(2) (略)
VI. 供 給	VI. 供 給
33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
34. 供給又は使用の制限等	34. 供給又は使用の制限等
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
35. 供給停止	35. 供給停止
当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。	当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に <u>少なくとも5日間（休日を含みます。）</u> の日数をおいて予告いたします。	なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に <u>15日間及び5日間（休日を含みます。）</u> の日数をおいて <u>少なくとも2回</u> 予告いたします。
① (略)	① (略)
② (略)	② (略)
③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合	③ この最終保障約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合
④ (略)	④ (略)
⑤ (略)	⑤ (略)
⑥ (略)	⑥ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)
⑧ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合	⑧ その他この最終保障約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合
36. 供給停止の解除	36. 供給停止の解除
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
37. 供給制限等の賠償	37. 供給制限等の賠償
(略)	(略)
VII. 保 安	VII. 保 安
38. 供給施設の保安責任	38. 供給施設の保安責任
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)

最終保障供給
(参考例)の反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款	
39. 周知及び調査義務 (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。 (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。 (3) 当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。	39. 周知及び調査義務 (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。 (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。 (3) 当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。 <u>(4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1) から (3) の周知及び調査を実施できません。また、当社は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</u> <u>(5) 当社は、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。</u>	最終保障供給 (参考例)の反映
40. 保安に対するお客さまの協力 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	40. 保安に対するお客さまの協力 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) <u>(7) 当社は、必要に応じてお客さまの 3 (10) の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。</u>	最終保障供給 (参考例)の反映
41. お客さまの責任 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)	41. お客さまの責任 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) <u>(5) ガス事業法第62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。</u> <u>① 一般ガス導管事業の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。</u> <u>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。</u> <u>③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。</u>	最終保障供給 (参考例)の反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款
Ⅷ. そ の 他 42. 使用場所への立ち入り (略) 付 則 1. この供給約款の実施期日 この供給約款（以下「本供給約款」といいます。）は、<u>2020年5月11日から実施いたします。ただし、同日時点で同日よりも前の日から継続して実施されている別表第1の実施期日は、本供給約款の実施により変更されません。また、本供給約款の2(2)の規定により、別表第1のみを変更した場合には、変更後の別表第1については、変更後の別表第1に定める実施期日から実施いたします。</u> 2. 本供給約款の実施に伴う切替え措置 (1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が<u>2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、本供給約款の変更前の一般ガス供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）に基づき算定いたします。</u> (2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が<u>2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。</u> (算 式) 料金^(※1) = (イ) 消費税率を8パーセントとして算定した料金^(※2) × α + (ロ) 消費税率を10パーセントとして算定した料金^(※3) × (1 - α) ※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。 ※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる別表第6の各料金表の基準単位料金については旧供給約款の別表第6の各料金表を適用いたします。 ※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる別表第6の各料金表の基準単位料金については、本供給約款別表第6に規定する各料金表を適用いたします。 (備 考) α = 前回確定日^(*)の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数^(**) / 前回確定日^(*)の翌日から起算して2019年10月1日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数^(**) * 前回確定日とは、2019年9月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの（支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日）をいいます。 ** 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月といたします。	Ⅷ. そ の 他 42. 使用場所への立ち入り (略) 43. 裁 判 管 轄 <u>この約款及びこれに基づくガス工事契約に関連してお客さまと当社との間で生じる一切の紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします</u> 付 則 1. この最終保障約款の実施期日 この最終保障約款（以下「本最終保障約款」といいます。）は、<u>2021年10月1日から実施いたします。ただし、本最終保障約款の2(2)の規定により、別表第1のみを変更した場合には、変更後の別表第1については、変更後の別表第1に定める実施期日から実施いたします。</u>

裁判管轄を記載

最終保障供給
(参考例)の反映

現 行 一 般 ガ ス 供 給 約 款	最 終 保 障 供 給 約 款																
(別表第2) 本支管工事費の当社負担額 (略) (別表第3) 本支管及び整圧器 (略) (別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式 (略) (別表第5) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式 (略) (別表第6) 料 金 表 1. 適用区分 (略) 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法 (略) 3. 料金表A (1) 基本料金 <table> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td> <u>759.⁰⁰円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (2) 基準単位料金 <table> <tr> <td>1立方メートルにつき</td><td> <u>174.⁸¹円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (3) 調整単位料金 (略) 4. 料金表B (1) 基本料金 <table> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td> <u>1,364.⁸¹円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (2) 基準単位料金 <table> <tr> <td>1立方メートルにつき</td><td> <u>144.⁵²円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (3) 調整単位料金 (略) 5. 料金表C	1か月及びガスメーター1個につき	<u>759.⁰⁰円</u> (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	<u>174.⁸¹円</u> (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,364.⁸¹円</u> (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	<u>144.⁵²円</u> (消費税等相当額を含みます。)	(別表第2) 本支管工事費の当社負担額 (略) (別表第3) 本支管及び整圧器 (略) (別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式 (略) (別表第5) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式 (略) (別表第6) 料 金 表 1. 適用区分 (略) 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法 (略) 3. 料金表A (1) 基本料金 <table> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td> <u>910.⁸⁰円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (2) 基準単位料金 <table> <tr> <td>1立方メートルにつき</td><td> <u>209.⁷⁷円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (3) 調整単位料金 (略) 4. 料金表B (1) 基本料金 <table> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td> <u>1,637.⁷⁷円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (2) 基準単位料金 <table> <tr> <td>1立方メートルにつき</td><td> <u>173.⁴²円</u> (消費税等相当額を含みます。) </td></tr> </table> (3) 調整単位料金 (略) 5. 料金表C	1か月及びガスメーター1個につき	<u>910.⁸⁰円</u> (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	<u>209.⁷⁷円</u> (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,637.⁷⁷円</u> (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	<u>173.⁴²円</u> (消費税等相当額を含みます。)
1か月及びガスメーター1個につき	<u>759.⁰⁰円</u> (消費税等相当額を含みます。)																
1立方メートルにつき	<u>174.⁸¹円</u> (消費税等相当額を含みます。)																
1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,364.⁸¹円</u> (消費税等相当額を含みます。)																
1立方メートルにつき	<u>144.⁵²円</u> (消費税等相当額を含みます。)																
1か月及びガスメーター1個につき	<u>910.⁸⁰円</u> (消費税等相当額を含みます。)																
1立方メートルにつき	<u>209.⁷⁷円</u> (消費税等相当額を含みます。)																
1か月及びガスメーター1個につき	<u>1,637.⁷⁷円</u> (消費税等相当額を含みます。)																
1立方メートルにつき	<u>173.⁴²円</u> (消費税等相当額を含みます。)																

一般ガス供給約款の
料金の1.2倍で設定

現行一般ガス供給約款		最終保障供給約款	
(1) 基本料金		(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	1,635. ⁷⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,962. ⁸⁸ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(2) 基準単位料金		(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	139. ¹⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	166. ⁹² 円 (消費税等相当額を含みます。)
(3) 調整単位料金 (略)		(3) 調整単位料金 (略)	
6. 料金表D		6. 料金表D	
(1) 基本料金		(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	2,074. ⁷² 円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	2,489. ⁶⁶ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(2) 基準単位料金		(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	134. ⁷¹ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	161. ⁶⁵ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(3) 調整単位料金 (略)		(3) 調整単位料金 (略)	
7. 料金表E		7. 料金表E	
(1) 基本料金		(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	3,506. ⁷⁵ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	4,208. ¹⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(2) 基準単位料金		(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	127. ⁵⁵ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	153. ⁰⁶ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(3) 調整単位料金 (略)		(3) 調整単位料金 (略)	
8. 料金表F		8. 料金表F	
(1) 基本料金		(1) 基本料金	
1か月及びガスメーター1個につき	3,834. ⁷² 円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	4,601. ⁶⁶ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(2) 基準単位料金		(2) 基準単位料金	
1立方メートルにつき	126. ⁶² 円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	151. ⁹⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(3) 調整単位料金 (略)		(3) 調整単位料金 (略)	
9. 料金表G		9. 料金表G	
(1) 基本料金		(1) 基本料金	

一般ガス供給約款の
料金の1.2倍で設定

現行一般ガス供給約款		最終保障供給約款	
(2)	1か月及びガスメーター1個につき	6,981. ⁹⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき
	基準単位料金		8,378. ³² 円 (消費税等相当額を含みます。)
(3)	1立方メートルにつき	120. ³² 円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき
	調整単位料金		144. ³⁸ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(略)		(略)	
10. 料金表H		10. 料金表H	
(1)	1か月及びガスメーター1個につき	7,307. ⁸⁷ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき
	基本料金		8,769. ⁴⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(2)	1立方メートルにつき	120. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき
	基準単位料金		144. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
(3)		(3)	
(略)		(略)	
(別表第7)		(別表第7)	
(略)		(略)	
(別表第8)		(別表第8)	
(略)		(略)	
(別表第9)		(別表第9)	
(略)		(略)	
(別表第10)		(別表第10)	
(略)		(略)	

一般ガス供給約款の
料金の1.2倍で設定

2. 料金の算出の根拠に関する書類

最終保障供給料金説明書

最終保障供給に係る料金については、以下のとおり設定いたしました。

1. 参考とした標準的な料金メニュー

(1) 当社の一般ガス供給約款

(2) 料金表（税込、45MJ/m³）

	適 用 区 分	基本料金	従量料金単価
料金表A	0 m ³ から 20m ³ まで	759.00 円	174.81 円/m ³
料金表B	20m ³ を超え 50m ³ まで	1,364.81 円	144.52 円/m ³
料金表C	50m ³ を超え 100m ³ まで	1,635.74 円	139.10 円/m ³
料金表D	100m ³ を超え 200m ³ まで	2,074.72 円	134.71 円/m ³
料金表E	200m ³ を超え 500m ³ まで	3,506.75 円	127.55 円/m ³
料金表F	350m ³ を超え 500m ³ まで	3,834.72 円	126.62 円/m ³
料金表G	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	6,981.94 円	120.32 円/m ³
料金表H	1,000 m ³ を超える	7,307.87 円	120.00 円/m ³

※従量料金単価は、2018年9～11月の平均原料価格に基づき算定された調整単位料金。

2. 上記の料金表を参考とし、1. 2倍したものを最終保障供給に係る料金としました。

	適 用 区 分	基本料金	従量料金単価
料金表A	0 m ³ から 20m ³ まで	910.80 円	209.77 円/m ³
料金表B	20m ³ を超え 50m ³ まで	1,637.77 円	173.42 円/m ³
料金表C	50m ³ を超え 100m ³ まで	1,962.88 円	166.92 円/m ³
料金表D	100m ³ を超え 200m ³ まで	2,489.66 円	161.65 円/m ³
料金表E	200m ³ を超え 500m ³ まで	4,208.10 円	153.06 円/m ³
料金表F	350m ³ を超え 500m ³ まで	4,601.66 円	151.94 円/m ³
料金表G	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	8,378.32 円	144.38 円/m ³
料金表H	1,000 m ³ を超える	8,769.44 円	144.00 円/m ³

以 上

3. ガスの使用者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の
根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

工事負担金説明書

工事負担金については、一般ガス供給約款（２０２０年３月３１日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。

１．工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

１）．ガスメーター能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター１個につき 当社の負担する金額
1.6 立方メートル毎時	152,640円
2.5	238,500
4	381,600
6	572,400
10	954,000

２）．１以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力１立方メートル毎時につき95,400円の割合で計算した金額といたします。

３）．33(3)の規定にもとづく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、１．又は２．により算定された金額に、次の係数を乗じた値によるものといたします。

係数

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合…… 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合…… 4

以 上

